

平成13年南伊豆町議会 6月定例会

南伊豆町議会議録

平成13年 6月5日 開会

平成13年 6月6日 閉会

南伊豆町議会

平成 13 年 6 月 南伊豆町議会 定例会 会議録 目次

第 1 日 (6月5日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会宣言	3
議事日程説明	3
開議宣言	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長行政報告	3
一般質問	7
石井 福光君	7
梅本 和熙君	16
横嶋 隆二君	34
谷川 次重君	50
鈴木 久香君	56
日程第5～日程第7の朗読、質疑、討論、採決	60
報第1号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	61
報第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	64
報第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	65
報第4号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	67
報第5号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	68
報第6号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	70
報第7号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	71
散会宣言	73

署名議員	75
------	----

第 2 日（6月6日）

議事日程	77
本日の会議に付した事件	77
出席議員	77
欠席議員	78
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	78
職務のため出席した者の職氏名	78
開議宣言	79
会議録署名議員の指名	79
議第29号～議第31号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	79
議第32号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	81
議第33号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	82
議第34号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	83
議第35号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	84
議第36号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	89
議第37号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	91
議第38号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	105
議第39号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	107
閉議及び閉会宣告	109
署名議員	111

平成13年南伊豆町議会 6月定例会

(第1日 6月5日)

平成13年6月南伊豆町議会定例会

議事日程（第1回）

平成13年6月5日（火曜日）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長行政報告

日程第 4 一般質問

日程第 5 南伊豆町農業委員会委員の推薦について

日程第 6 南伊豆町農業委員会委員の推薦について

日程第 7 南伊豆町農業委員会委員の推薦について

日程第 8 報第1号 専決処分の承認を求めるについて

（南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

日程第 9 報第2号 専決処分の承認を求めるについて

（南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第10 報第3号 専決処分の承認を求めるについて

（平成12年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第3号））

日程第11 報第4号 繰越明許費繰越計算書の報告について

（平成12年度南伊豆町一般会計）

日程第12 報第5号 繰越明許費繰越計算書の報告について

（平成12年度南伊豆町公共下水道事業特別会計）

日程第13 報第6号 繰越明許費繰越計算書の報告について

（平成12年度南伊豆町介護保険特別会計）

日程第14 報第7号 平成12年度南伊豆町水道事業会計予算の繰越について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番 鈴木久香君 2番 谷川次重君

3番	鈴	木	史	鶴哉	君	4番	梅	本	和	熙	君
5番	藤	田	喜代治	君		6番	漆	田	修	君	
7番	斎	藤	要	君		8番	渡	辺	嘉	郎	君
9番	石	井	福	光	君	10番	簾	田	国	広	君
11番	藤	原	榮	君		12番	横	嶋	隆	二	君
13番	小	澤	東洋	治	君	14番	大	野	良	司	君
15番	渡	辺	守	男	君						

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩	田	篤	君	助役	飯	田	千加夫	君	
収入役	稻	葉	勝	男	君	教育長	釜	田	弘文	君
総務課長	外	岡	捷	美	君	企画調整課長	谷		正	君
住民課長	渡	辺		正	君	税務課長	碓	井	昭	君
健康課長	土	屋	忠	儀	君	農林水産課長	内	山	力	君
建設課長	小	島	徳	三	君	商工観光課長	飯	泉	誠	君
清掃課長	佐	藤		博	君	水道課長	鈴	木	勇	君
教育委員会事務局長	楠		千代吉		君	会計課長	池	野	徹	君
福祉課長	土	屋		敬	君	下水道課長	勝	田	悟	君
行政財政幹	外	岡	茂	徳	君					

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡 辺 修 治 主 幹 松 本 恒 明

◎開会宣告

○議長（大野良司君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより平成13年南伊豆町議会 6月定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎議事日程説明

○議長（大野良司君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

◎開議宣告

○議長（大野良司君） これより本会議第1日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大野良司君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

11番議員 藤原 栄君

12番議員 横嶋 隆二君

◎会期の決定

○議長（大野良司君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日から6月6日までの2日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は6月5日より6月6日の2日間と決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（大野良司君） 町長より行政報告の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 本日はご苦労さまでございます。

平成13年南伊豆町議会 6月定例会の開会に当たり、次の4項目について行政報告を申し上げます。

伊豆にぎわいづくりイベント事業について。

さきの3月定例町議会で報告申し上げました伊豆新世紀創造祭後の継続イベントである「伊豆にぎわいづくりイベント事業」のその後の経過と概要について報告申し上げます。

本事業は、伊豆新世紀創造祭で実施したイベントの中で、さらに継続して実施していくイベントを対象とした県の補助事業であります。

本町で要望した事業は「みなみの桜と菜の花まつり」と「漁師の学校」であります。漁師の学校の中には、海中散歩体験、黒潮和太鼓まつり、ファミリーフィッシング大会の3部門があり、合わせて4つのイベントを申請いたしました。

しかしながら、伊豆22市町村からの申請額の合計は県予算の1億4,000万をはるかに超過し、本町におきましても2,120万円の事業費に対し、補助金706万円を申請したところ、「みなみの桜と菜の花まつり」に338万円、「漁師の学校」に280万円、合計618万円がそれぞれの実行委員会に補助金として交付される旨の内示がありました。そして1億4,000万のうち3,000万円は、シャトルバス交通システム関係の補助金であり、本町の場合は、みなみの桜と菜の花まつり、黒潮和太鼓まつり等で必要となりますので、新たに補助金申請をしてシャトルバスを利用したいと考えております。

また、黒潮和太鼓まつりにつきましては、過去4回、石廊崎漁港で開催してまいりましたが、本年5月1日に、青野川ふるさと公園をオープンさせましたので、町民の皆様に親しんでいただくPRも兼ね、開園記念事業として7月20日の海の日に、ふるさと公園において開催することといたしました。そして、来年度以降の黒潮和太鼓まつりの開催につきましては、町民の皆様へのサービスとともに、観光振興対策を含め開催日や場所について、今後、十分検討してまいりたいと存じます。

下田市と南伊豆町の公の施設の相互利用について。

静岡県内はもとより、賀茂地区においても共立湊病院組合の設立や運営など種々の広域行政が進められております。

そこで、本町と特に交流の深い下田市と相互の行政施設の効率的運用を図り、市民、町民のさらなる交流を進めることを目的に、お互いにない公の施設を市、町及び市民、町民が同じ条件、同じ料金で利用できる相互利用の推進について、関係部署で検討を進めてまいります。

した。

このほど、下記の施設について相互利用することの使用料金、条件等が整いましたので、平成13年9月1日の利用開始に向けて、本6月定例町議会に関係議案を提案させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

相互利用できる下田市の施設、下田市都市公園有料公園施設（敷根プールは除く）、下田市民文化会館、下田市農村体験宿泊施設（あづさ山の家）、下田市外ヶ岡交流拠点施設（ベイステージ下田）。

相互に利用できる南伊豆町の施設、南伊豆町営温泉銀の湯会館、南伊豆町武道館。

また、下田市においても6月定例市議会に関係議案の提出を行うこととなっており、両議会で議決後に下田市と南伊豆町において協定書を調印し、諸準備に取りかかることになっております。そして9月1日からの利用に当たって、南伊豆町の場合は既に全世帯に配布済みの銀の湯会館町民証を使用することとし、下田市の場合は新たに市民証を発行し対応することといたしました。

これらの施設の相互利用により、広域連携がさらに深まり、お互いの市民、町民サービスと福祉の向上が図れるものと期待しております。

妻良郵便局廃止に伴う簡易郵便局の設置について。

妻良郵便局は大正6年に設置され、昭和47年に現在地に移転して、主に妻良、立岩、吉田地区の方々に地域の金融機関として親しまれ利用されてきましたが、近年は利用者、取り扱い事務量の減少が続き、やむなく平成13年6月末日をもって廃局となる予定である旨、東海郵政局から平成13年2月20日の南伊豆町郵政街づくり協議会に説明がありました。

廃局後は子浦郵便局を利用してほしいとのことでありましたが、地元妻良区では廃局の説明を受けた後に、区協議会や班長会等を開催して検討した結果、廃局はやむを得ないが、業務を縮小して新たに妻良簡易郵便局として、妻良公会堂の区事務所内に設置すべきとの結論に達し、郵便取扱事務者2名も確保した上で、4月17日に町に設置要望書が提出されました。

簡易郵便局は全国で4,600局も開局されており、近隣町村を調査したところ、松崎町、西伊豆町、土肥町等でも郵便局の廃局に伴い、地区の要望を受けて町が簡易郵便局を設置している事例がありました。そこで、本町でも同様な取り扱いをすることが可能であるため、町が東海郵政局と簡易郵便局取扱事務委託契約を締結し、平成13年7月1日から妻良簡易郵便局を開局することにいたしました。しかし、開局後の維持管理、人件費等については、他町と同様に妻良区が全責任を持って負担し、運営する旨の覚書を町と妻良区が締結することに

なっております。

また、開局に伴う事務所の改装や各種備品購入等が必要になり、その経費助成についても妻良区から要望されておりますが、妻良郵便局廃局に伴う各種備品の払い下げも予想され、その内容も確定しておりませんので、これらの経費については、とりあえず妻良区で対処していただくことにいたしました。これらの経費が決定後、妻良区と協議し助成金額を決めて、9月定例町議会の補正予算で対応したいと存じますので、今後とも本町議会のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

主要事業等の発注状況について。

平成13年度第1四半期4月から6月における主要建設事業等の発注状況は次のとおりであります。

平成13年度食事サービス事業委託 981万 8,000円、福祉法人梓友会。平成13年度在宅介護支援センター事業委託 532万 9,000円、福祉法人梓友会。平成13年度生活管理指導員派遣事業委託 300万円、福祉法人梓友会。平成13年度清掃センター排ガス高度処理施設整備工事監理業務委託 1,008万円、株式会社日本環境工学設計事務所。平成13年度不燃物収集業務委託（瓶・缶類） 775万 5,000円、株式会社栄協メンテナンス。平成13年度可燃物収集業務委託 2,755万 5,000円、畠中物産。平成13年度青野最終処分場遮光マット敷設工事 402万 450円、赤武株式会社。平成13年度南伊豆町清掃センターごみクレーン改修工事 840万円、極東サービス株式会社。平成13年度トラックスケール及びデーター処理装置取替工事 987万円、鎌長製衡株式会社。廃棄物処理施設排ガス高度処理施設等整備工事（仮契約） 8億 3,265万円、株式会社タクマ東京支社。平成13年度三坂（中木）漁港漁業集落環境整備工事（仮契約） 6,090万円、東洋・河津・長田特定建設工事共同企業体。平成13年度仲木地区観光トイレ改修工事 217万 3,500円、五味建設株式会社。平成13年度町道伊浜線道路改良工事 1,170万 7,500円、株式会社保坂建設。平成13年度町道白坂入間A線道路改良工事 781万 2,000円、栄建設株式会社。平成13年度町道大平B線道路改良工事 349万 6,500円、伸和建設。平成13年度町道渓区内1号線道路維持工事 320万 2,500円、株式会社保坂建設。平成13年度中木町営住宅下水道切替工事 259万 3,500円、有限会社藤原設備。平成13年度町道成持吉祥線道路舗装工事 598万 5,000円、丸三工業株式会社。平成13年度南伊豆スポーツフェスタ業務委託 330万円、南伊豆町体育協会。平成13年度南伊豆町クリーンセンター等維持管理業務委託 610万 500円、日本ヘルス工業株式会社。平成13年度簡易水道施設整備事業下流地区配水管布設替工事 1,680万円、株式会社イナセツ南伊豆支店。平成13年度下賀茂日野A線配水管布

設替工事 409万 5,000円、有限会社渡辺住宅設備南伊豆支店。

以上で平成13年6月定例町議会の行政報告を終わります。

○議長（大野良司君） これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（大野良司君） これより一般質問を行います。

◇ 石井福光君

○議長（大野良司君） 9番議員、石井福光君の質問を許可します。

〔9番 石井福光君登壇〕

○9番（石井福光君） 通告に従いまして質問させていただきます。

ごみ処理問題でございますが、3点ほど質問させていただきます。

1点目でございますが、ごみ収集の有料化について、これは消費生活が豊かになり、生活も多様化するにつれて、家庭から排出されるごみの量も増加の一途をたどっております。それが町財政を圧迫していることは、私が今さら言うまでもありません。このごみ問題については、同僚議員も何回となく質問してきました。私も平成11年12月議会に、ごみ減量化と町民意識改革高揚のため、ごみ手数料の有料化について、また今年3月、委員会においても有料化について質問し、提言してきました。既に1年半を経過したわけでございます。その時点では町長は前向きに検討したいとの答弁であったが、いまだ結論が出ておりません。

町長は、住民の反発を恐れ、踏み切れないと思うが、今、国で「永田町の変人」と評されている小泉首相の支持率が90%になっていると言われております。なぜ高いのか、これは小泉流の政治意識と「恐れず、ひるまず、とらわれず」の精神で聖域なき構造改革をやっていくということが人気の焦点だと思っております。

昔は「川を制する者は国を制す」と言われたが、現在は「ごみを制する者は地方を制す」とまで言われております。それだけごみ問題は自治体にとって最も重要な課題であることを再認識し、積極的に、また真剣に取り組んでいく責務があると思います。厚生省の調査によれば、何らかの形で有料化に踏み切っているのは1,134市町村の35%で、市29%、町39.7%、村26.2%となっています。

こうしたことを踏まえ、全国市長会では、平成5年6月の総会で、廃棄物を中心とした都市の環境問題に関する提言で、家庭ごみ収集の有料制の導入推進を打ち出しました。一例で

ですが、北海道伊達市では、平成元年から始めまして有料制とした。有料前の昭和63年度のごみの排出量から見ると平成元年が23.6%、2年度は37.6%、3年度は34.0%の減少となっております。

当町においても、町民にごみに対する意識の高揚と原因者負担の考え方から、当町でも有料化について早急に結論を出すべきと思うが、町長の積極的な考えを伺いたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

現在、清掃センターへの一般家庭の直接搬入ごみと、事業者の直接搬入ごみについて、70キログラムを超えた場合につき1キログラムにつき3円の処理手数料を徴収しております。

また、事業者のごみを町が収集した場合に、事業所の種別、使用人員に応じて月掛けで徴収しております。今後、手数料の金額、徴収方法については、ごみ処理及び質の変化、施設整備の状況、社会経済情勢等を勘案し、見直し、改定を行っていくことが望ましいと思われます。ごみ処理経費は基本的には町の財源で賄っておりますが、住民の間においてごみを多量に集積所に排出する人、排出抑制の努力により排出量の減量を図っている人、さまざまですが、一定の量を排出する人に対しては処理費用負担公平化の観点から、処理手数料の徴収、すなわち有料化についてごみ処理の状況等を勘案しつつ、今後、検討していく必要があると考えております。

また、この12月1日より分別収集が実施されるわけですけれども、その分別収集の方向を見きわめた上で前向きに検討していきます。

以上、考えております。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） 今、町長の答弁で前向きに考えていくということですが、有料制についての徴収方法についてはいろいろあると思います。定額制とか従量制とか、またその定量以外の有料化というような方法があると思いますが、これは具体的には今後の問題でございます。私の言いたいのは、既に今言われたとおり町内の事業者からは徴収しているわけですよね、1万5,000円程度の金を徴収しているわけでございますが、私が思うには、やっぱり自分で出すごみは自分で処分するというのが建前で、さっき言った原因者の原則というのは、やはり出した者も、ある程度の一般の家庭でもある程度の負担を、それは額については少額で結構です。ここで幾らとは言いませんが、ある程度のものを負担してもらうと。

それが町財政の多少なる援助になればということですが、負担が軽くなればという趣旨のもとで私は出したというようなわけでございます。

それと、この年間の焼却場の修理というのが年々かかっているわけですね。3,000万からかかるときは5,000万ぐらい、焼却場はごみの焼却のたびに、焼却炉修理だとか、いろいろの費用が毎年かかっているわけですね。そのために、やはり減量化することによって、その方がやりやすいというのは私が言うまでもなく、過去に何回となく同僚議員も質問しているわけでございますが、一刻も早くやはりこれは町民の理解を得て、これは実現、考えるんじゃなくて、もう12月を待たなくて、早いうちに、これはもう町民に説明して理解を求めた上で決定すべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 役場の職員の中においても、分別収集のプロジェクトというのをつくり、そしてもっと町民に知らせるために、役場の職員の中でもプロジェクトチームを発足させております。そして全職員がそのプロジェクトの経過を踏まえ、勉強会を開いた中で町民の質問に対してはいつでも答えるよう努力しようと、そういうことを合い言葉に今やっております。

以上です。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） お願いではございませんが、努力するよう、これはもう実現に向けるよう努力してください。できなけりやできないで結構です。その点を認識してください。

2点目でございます。

最終処分場の問題についてですが、町長は平成11年9月の議会の行政報告の中で、ごみについては、ごみと観光は表裏一体だと。青野処分場の使用期限が平成14年と迫っていると。現在、最終処分場の建設、ごみの減量化等を行政の重要課題として、今後も懇談会を通じて町民の理解と啓蒙を促してまいりたいということを、平成11年の9月議会で表明しております。この問題は平成10年の3月議会でも、一般廃棄物処分場計画が出されて、その間、いろいろな事情があって、今現在、計画は中止され、実現できなかったわけですが、しかし、その時点では、青野最終処分場を拡張することにより現在までに至っているわけですね。それが、しかしここで問題なのは、青野との契約がこれはもう私が今改めて言うまでもなくご承知のとおりですが、来年の3月が契約切れになって、その再契約は大変厳しいと聞いているわけなんですよ。その対応と今後の見通しについて、町ではどういう対処をしていくのか。

それと第2点ですが、処分場の新しい候補地の取り組みについて伺いますが、3月の私の質問の委員会の中で、新しい候補地については、これは場所は言わなくても、ある程度、進んでいるのかという、どこまでやってあるのか、どこまで進んでいるのかと言ったら、それは努力していますという回答だったんだけれども、その点について具体的に、2点について説明をお願いいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

最終処分場建設計画の経過につきましては、私より石井議員の方が詳細についてご存じのことと思いますが、前菊池町長の時代、平成5年に当時、清掃課長であった現収入役がコンサルタントに委託し、候補地として町内12カ所を選定いたしました。そして平成12年度供用開始を目標に、その中から最適地として選定した加納区と交渉いたしましたが、結局、同意を得るに至らず、平成9年8月に断念する旨の内容の文書で通知をしております。

私が町長に就任以来、石井議員、斎藤議員、梅本議員から、それぞれ一般質問をいただいております。その都度、前任者の経過を知る中、非常に重大かつ難問であることを痛感し、課せられた責務と受けとめ、建設への研究と検討を進めてまいりました。昨年決議をいただきました南伊豆町過疎地域自立促進計画の中でも生活環境の整備の欄で重点課題と位置づけたっており、今年度から事業への着手を予定しておりますが、建設予定地の地権者との間で一部調整を図らなければならない分がありますので、今後も引き続き交渉を進め、合意に達するよう努力する所存であります。

また、処理方式の検討も進めており、地域住民とのコンセンサスが得られやすい方式として、クローズド方式を取り入れる予定でおりますが、現状では国庫補助対象部分の制限が非常に厳しい等の課題があり、今後の国の対応に期待すると同時に、オープン方式と建設費の比較をも検討に進めなければならないと考えております。

次に、青野一般廃棄物最終処分場における今後の対応でございますが、先ほど申し上げました理由から、平成6年度に青野区と取り交わした覚書の使用期限の平成14年12月までに新最終処分場の建設が困難と思われます現状になりました。処分場は町有地ですが、青野区の皆様には今まで再三再四にわたって無理なお願いをし、協力していただいておりますことに深く感謝する次第であります。しかし、今の日本の現状を見たときに、小泉内閣の先ほども申しました聖域なき構造改革というのは、南伊豆町の最終処分場についても多大な影響を及ぼすことが予想されます。2005年までの市町村合併、また地方交付税の削減問題、

現に臨時財政対策債発行による地方自治体への財政力圧力は強まっております。また、この12月より始まる分別収集の成果は必ずよい方向に向かうものと考えております。そうした考えの中に、町の事情を理解していただき、協力を願うべく今後、青野区とも交渉を進めていきたいなど考えております。

つきましては、今まで以上の努力をしてまいる所存でありますので、議会の皆様にもぜひご協力のほどをお願いしたいと考えております。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） まず新候補地についてでございますが、先ほど言ったとおり、場所については表明できないことは、これは当然のことではありますが、その候補地が私有地なのか、町有地は問題ないんですが、区有地なのか私有地なのか、それがどっちなのか。それとどの程度、ある程度合意に達しているという答弁でございましたが、じゃ、それが大体いつごろで、その地区の区民に説明できる時期的なものはいつごろになるのか。というのは、もう来年の3月で青野処分場がちょっと不可能だということを、先の考えた上の質問でありますし、それがいつごろになるのか、ちょっと町長に伺いたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 青野地区についてでございますけれども、分別収集をすることによって、ごみの質も変わるであろうし、またダイオキシン関係の設備を投資しております。約9億円の投資をしております。それによって、その残渣の質もよくなると思います。こういうことで現地を調査した結果は、まだ残量、要するに埋める余地があるんじゃないかなという報告は受けておりますけれども、それを盾に青野区に強引にやってくれということは考えておりません。ともかく誠意を持って、今の事情を考えながら前向きに考えていきたいなと。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） いやいや、青野の問題じゃなくて、新候補地についての見解を、ちょっと伺いたいんですね。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） まだ具体的にそこまで、交渉はしておりますけれども、発表する段階ではありません。

以上です。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○ 9番（石井福光君） いや、もちろん当然それは発表しないんだけれども、要するに区有地なのか私有地なのかも発表できないということですか。要するに今の候補地が私有地なのか区有地なのか、それと、どこまで進んでいるかということも、まだ発表できないということなんですね、わかりました。それはいいです。

じゃ、次の質問に入りますが、2月26日に町長を初め三役が5名で何か青野区に伺って、何か総会的なものをやったと思うんですが、これは何のために行ったのか、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 区民との懇談会であります。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○ 9番（石井福光君） 懇談会というのは、すべての、処分場の問題ではなくて、全般的な懇談会ですか。要するに私の言いたいのは、その席上において、青野区の区民に、処分場の問題についてもこういうことになっているので、新しくつくるまでの間、お願いしたいんですけどという頭を下げたかということです。要するにお願いをしたかということを聞きたいわけです。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） まだ、その時点においては発表しておりません。頭を下げております。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○ 9番（石井福光君） いや、それがですね、下げないのはおかしいのであって、もう既に僕の勘違いでしたが、14年の12月だそうですが、12月の契約がもう迫っていて、新しく候補地が決まったとしても3年や4年はかかるわけですよ。それで青野の処分場はまだある程度スペースは現在のを残しているというのであれば、早いうちに、もう議員はともかく、町民も青野区に対して誠意を持って、ぜひ契約はこうなっているけれども、こういう事情だからお願いしますということを、もう今じゃなくて、既にもう以前に、1年、2年前からやるべきなんですよ。それを、まだ頭は下げていませんというのでは、これは町長、何を考えているのか。最終処分場の問題は何を考えているのかと思うわけですよ。

それと、もう質問が3点目になりますので、これで終わりますが、町長はこの11年の9月のときに、新処分場ができる限界に達した場合には、他市町村に処分を委託する方法もあるというのは、要するに新しい処分場ができて、その間に契約が切れた場合には、その間は町

外へ持っていきますよという考え方で9月議会にこれは発表しているんですが、要するに、じゃ、青野処分場はもうほとんど2年ですか、1年半ぐらいしかないわけですよ。それで今から頭を下げてどうのこうのと言ったって、これは時期が遅いということで、私はもうなぜ2月26日のときに、あなたたち5人で行ったときに、なぜお願いしますという言葉を、誠意を持たなかったかというのを疑問を持っているわけなんですよ。

そういうことで、もう今から頭を下げるといったって時期がありませんので、それは当初の問題ですから、それと町長は、この前ちょっとあったんですが、町村合併を考えて、広域的にごみの処分をしようとか、例えばどうしても先ほどの問題の場合に、できなければ町外へそれを搬送するとかという考え方を持っていたんじゃ、これは大変なことになると思うんですよ。要するに、今、下田市で大体年間輸送料が4,800万ぐらいかかるっているわけですね、町外への搬送料が。それは今まで契約していたからこそ、この4月に契約が切れるらしくて、何か値上げの要求が来ているという話を聞いているんですが、南伊豆の場合に、新規にそれをやるということになると相当の金が出るわけなんですね。だから、私の言うのは、いつときも早くそういう最終処分場をつくっておいて、町内で処分できて、そういうものの余計な金を使わない、億以上の金が出ると思うんですよ。そういうものは全く税金の中から使うんだから、そういうものをしないためにも努力しろと。ただ、非常に今からこれから頭を下げるんだというのではもう時期も遅いし、僕に言わせりや言語道断なんですよ、そんなものは。その点について回答願いたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 先ほども申しましたけれども、今後とも青野区と交渉を進めさせていただきたいなど、誠意を持って交渉する所存でございます。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） この質問が3問目になりますので、次に移ります。

3番目に、ごみクリーン指導員の委嘱についてですが、本町には可燃物、不燃物、粗大ごみを分別収集をとっている。聞くところによれば、いまだ、まだ徹底していないと。今後行われる分別収集については、より一層の問題が出てくることは火を見るより明らかだと思います。そのことが収集の作業能力を阻害し、焼却炉の損傷を助長していくことは否定できません。今後、分別収集に対し、町民に対してもPRして効果を上げるということは、なかなか至難のわざだと思います。

こうした理由から、各区で1名程度のクリーン指導員というんですか、を委嘱し、収集日

には区内を巡回して、正しい出し方を指導する、また今後ふえるであろう4月1日からの家電リサイクル法施行による不法投棄の可能性も現在ふえているわけでございます。その監視についても、やはりこういう方法をとる考え方があるのかないのか、一つの例ですが、この方法を採用している会津若松市では、指導員はごみ手袋とか腕章を配布していると。福井市ではある程度月額3,000円とか、そういうのを出していると。大きいところでは、豊田市の場合は巡回車を3台購入して6名の人員を採用して、これは相当な人件費がかかるところでございますが、そういうこともやっているというような例もありますので、これから当町におきまして、どういう考え方を持っているのか持っていないのか、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） このことしの4月より家電リサイクル法施行に伴い、消費者はリサイクル費用と収集運搬費用を支払わなければなりません。そのことにより、消費者が手間と費用を惜しんでの不法投棄が懸念されます。このため従来の不法投棄と家電リサイクルによる不法投棄対策として山間地及び河川海岸等廃棄物不法投棄監視員要綱（案）を作成いたしまして、廃棄物の適正処理に熱意と見識を有し、不法投棄防止のために幅広い活動ができる方を監視員として委嘱し、旧村ごとに3人以内の監視員を配置し、監視員はその属する地域において廃棄物不法投棄パトロールの実施、不法投棄その他廃棄物不正処理の事例の町への通報等をお願いし、毎月の活動状況を記録簿により年4回提出していただき、町の生活環境の保全を図り、山間地及び河川海岸等における廃棄物の不法投棄等の連携を保ちつつ推進するため、監視員を委嘱し、今後の増加するであろう不法投棄に対応すべく要綱の制定をいたしました。

それと、郵便局の職員との、また契約の締結も考えており、また指導員については清掃課長より説明させます。

○議長（大野良司君） 清掃課長。

○清掃課長（佐藤 博君） 指導員の関係ですけれども、委嘱の関係ですけれども、廃棄物の適正処理に熱意と見識を有し、不法投棄の防止のための幅広い活動ができる者を監視員として協力員の意見を聞き委嘱する。これは区長さんに余り負担をかけないようにということで、全面的にお願いするのではなく、意見を聞くにとどめています。

あと、監視員の処遇に当たっては、先ほど町長申し上げましたとおり3名以内ということで予定しております。

それで、3ですけれども、町長は監視員を委嘱したときは、その者に対し、南伊豆山間地及び河川海岸等不法投棄監視員証を交付することとしております。

それで、任期の関係なんですけれども2年間ということで予定しております。監視員の活動は、今答弁したように、3としまして不法投棄その他廃棄物不正処理の事例の町への通報、その他町が行う不法投棄防止等への施策の協力に関する事項等をお願いする予定であります。先ほども言いましたけれども、年4回報告をしてもらいまして、年1回報告会を開催する予定であります。

それで監視員に対する支援ということで、監視員の腕章とか保険をかけたいと思っております。

監視員の要綱については以上です。あと、分別収集の指導員の研修ですけれども、この関係につきましても、いきなり結局、一般の住民が分別収集の心得といつてもわからないと思いますので、そこに指導員を置きまして、分別収集をいろいろ指導してもらうということでお、その方について、また研修等も考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） 以上、前向きな回答で、それぞれ実現できるかと思っているんですが、今後行われる例の分別収集ですが、いろいろ聞くところによると、これも限りないんですが、聞くところによると、ステーションが大きいところで2カ所、小さいところで1カ所ということで決定はしないんでしょう、これから意見を聞くわけでしょうけれども、これから多い老人の中で、今、各地区に相当のステーションがあるわけですが、年寄りは例えば、手石の方では2カ所というのであれば、どことどこかわからないし、湊の2カ所といったところでわからないんだけれども、そこまで持っていくというのは年寄りには大変なことで、それはもう不法投棄に、そんなものは持っていないから、そこへ捨てるという感じになる心配があるわけですよね。それは今後の問題ですから、2つにするのか4つにするのか、それは今後の問題で決定するわけですけれども、何か聞くところによると小さいところでは1カ所、大きいところでは2カ所だという話を聞いているものですから、そういう声をいろいろ聞きまして大変なことだという声が出ていますので、説明の段階、また決定の段階で十分研究してもらいたいと思います。

また一つの例ですが、我々がこの前、地域の懇談会があった中で、不法投棄、この写真は青市地区の不法投棄、ご存じないと思いますが、これは全部青市地区美可奈志線にあった不

法投棄の写真です、これは全部。川合野地区については、また8日に我々が見に行って対処し、この写真は青市で撮った不法投棄の、テレビからトタンからかわらから冷蔵庫から自動車まであります。ここに写真撮ってきましたので、これは青市の美可奈志地区です。もしあつたら参考のために使って下さい。これがこういうものもあるし、またきょうの新聞で、石廊崎の例の伊豆総合のやつがここに書いてありますが、こういうとおり、当然これは今後、必ずふえることは間違いないと思うんですよ。

だから僕は先ほどのことを質問したわけありますし、相当もう不法投棄ばかりで、一つのステーションへいろいろ、東京あたりの場合、生ごみも何も一緒にそこに置いたときに、いろんなものを金属、物と一緒に置くために持っていないわけですよね。持っていないために、結局はそれを置き去りにしているので、その、これは都会の場合でしょうが、その者に文句を言われて、それで最終的には町でもってそれを処理する、その経費が莫大にかかっているという形が出ているわけですね。だから、今後この問題もやはり中には、家電リサイクル法とか何かの見直しも要求しているという都市も出てきているわけですね。南伊豆も現在こういう状態だったら、これを見れば、これからもう本当にわからないところで、このような人の通らないところでは相当ふえるんじゃないかということの中で、私は先ほど質問したことございまして、積極的にまたそれを監視とか不法投棄については慎重に行つていただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大野良司君） 石井福光君の質問を終わります。

ここで10時25分まで休憩をいたします。

（午前10時15分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午前10時25分）

◇ 梅本和熙君

○議長（大野良司君） 4番議員、梅本和熙君の質問を許可します。

〔4番 梅本和熙君登壇〕

○4番（梅本和熙君） 通告に従い、農業後継者の育成について質問いたします。

質問の前に訂正させていただきますが、私の一般質問通告書の1の質問の件名が「農業後

継者の育成について」となっていますが、「つ」と「て」の間に「い」を加入してください。
加入していただくと、正しい質問件名である「農業後継者の育成について」となります。

それでは、本題の質問に入らせていただきます。

国の農業政策は、減反を進める一方で農地法による転用制限をし、非常に矛盾したものであることは自明のところあります。また、米作等の一部農業の厳しさや農業経営者の割の悪さが宣伝され、職業としての農業の魅力を半減しています。

ちなみに南伊豆町の昭和60年当時の農業就業人口は 1,075人であり、平成 7 年当時の農業就労人口は 725人であります。10年間の比較をしますと 350人が減少しています。さらに昭和60年 2月 1 日の農業センサスの調査によると、専業農家は 169軒でしたが、10年後の平成 7 年の農業センサスの調査による専業農家は 117軒であります。やはり10年間の比較をしますと52軒が減少しています。これらを昭和60年を 100%として比較しますと、農業就業人口で約34ポイント、専業農家で約30ポイントの減少となります。統計資料が少々古いので申しわけありませんが、平成 7 年から比べると現在はもっと農業就業人口や専業農家は減少していると考えられます。初めに述べましたように、農業に対する魅力の減少や農業の就業者の高齢化がこのような結果になっているのではないかと思われます。

しかしながら、農業は食糧の自給率等を考えたとき、非常に重要な産業であり、少々大げさに言えば、農業の衰退は国家の存亡にかかわるほどの重要な政治課題でもあります。本年 5 月 22 日の毎日新聞の社説が減反政策を取り上げ、特に水田の多面的機能の重要性が述べられていましたので、参考に紹介したいと思います。

「水田の多面的機能とは、食糧、農産物の供給以外の公益的機能のことだ。治山治水などの国土保全、水源の涵養、自然環境保全などの外部的・経済的効果である。例えば高さ 30 センチのあぜに囲まれた全国の水田は、地下水の浸透も含め、日本のダムの 3 倍以上の貯水能力を持つ。それは洪水防止だけでなく、飲料水の供給や地下水の無秩序なくみ上げによる地盤沈下をも防いでいる。しかも水田稲作は畑作物と違い、毎年つくり続けても連作障害がない。水を張ることで有害な微生物や線虫が死滅し、山奥の森林から供給される養分豊かな水は化学肥料の使用を抑える。我が国の気候、風土に定着してきた水田稲作は、国民の米消費量の減少、今後予想される安い輸入米の増加を考えても、放棄するには惜しい作目である」と論説しています。

このような点も考え合わせたときに、町当局は農業後継者の育成について真剣に考える必要があると思われます。ちなみに、南伊豆町には県立下田南高等学校の園芸科として南伊豆

分校があります。ここの卒業生が農業後継者として地域社会に巣立っているのか、行政としてはどの程度このことを把握しているのか、お答え願いたい。

また、私の調査によりますと、昨年度は農業関連に就職した生徒が卒業生31名のうち9名であり、就職者20名の約半数が農業関連に就職しています。この農業関連に就職した生徒たちが、将来、南伊豆町の農業を担うことに夢と希望を抱くことができるような行政の援助が必要と考えます。そのために南伊豆分校の生徒に対し、町当局、行政として農業の魅力を理解してもらうことの重要性を考える必要があるのではないかでしょうか。南伊豆分校の生徒が職業としての農業の魅力を理解し、農業従事者として南伊豆町で生活してもらえば、人口の流出による過疎化の歯どめにも多少ともなるのではないかでしょうか。そのために何をすればいいのか、町当局、行政としてどのような手助けをサポートすればよいか、することができるのか、真剣に考えるべきではないでしょうか。

例えば現在、メロン栽培、花卉栽培、キュウリ等のハウス栽培、水稻栽培や観光資源としてのイチゴ栽培等をしている農業経営者に、具体的な経済としての農業経営の話を、南伊豆分校の生徒たちにしてもらうのも非常に重要なことであると考えますが、町当局は行政としてそのような講演や学習会をしてみる考えはありませんか。

また、現在の農業は非常に資本の要る仕事であると言われますが、農業を事業として起業する人に対する国・県の助成はどのようなものがあるのか、町当局として把握している国・県の助成を教えてもらいたい。

また、町当局としては、どのような助成を考えているのか。具体的に言えば、荒廃農地対策として町当局が農作業の大型機械等の購入を援助し、農作業等の受託を営利事業として成立させることも必要なことと考えますが、この点、当局にお聞きしたいと思います。

以上、質問いたします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

初めに、南伊豆分校の卒業生の進路状況ですが、学校の担当者の説明によりますと、平成10年度は、農業関連に就職した生徒及び農業関係の大学、専門学校に進学した生徒は、合わせて4名で、卒業生33名の12%となっております。また、平成11年度は、農業関連に就職した生徒及び農業関連専門学校に進学した生徒、合わせて5名で、卒業生37名の14%となっております。そして、平成12年度は、農業関連に就職及び進学した生徒は、合わせて7名で、

卒業生31名の23%であります。このようにここ数年、農業関連に就職、進学する生徒は10名以下で、卒業生に占める割合がおよそ10%台となっております。こうした傾向は、他の農業高校にも共通しております、農業後継者の減少は一般的な傾向であると認識しております。農業後継者が減少している原因はいろいろあると思いますが、大きな要因としては、我が国の産業構造の変化や世界規模の流通拡大等によるものと考えられます。また、もう一方の要因としましては、卒業生の進路に対する考え方多様化し、職業観が変わってきているという問題もあるととらえております。

農業後継者の育成にかかる進路指導の状況につきましては、教育長の方から答弁させます。

また、農業の要するに営利としてやつたらどうかということを今、本当に前向きな質問をしていただきましたけれども、農業法人の設立とか、先日はシルバー人材センターの中において発表させていただきましたけれども、シルバー人材センターの中でそういう受けることができないかどうか、そういうことをいろいろ考えていきたいなと考えております。

そして、学習会については、まだそこまではちょっと思いもよらませんでしたけれども、いい意見ですので、これから前向きに考えていきたいと。

そしてまた、教育長の方より、その後半については説明させます。

以上です。

○議長（大野良司君） 教育長。

○教育長（釜田弘文君） 今の町長の答弁の続きになるわけでございますけれども、進路指導の状況につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

一般的に中学校とか高校における進路指導というのは、基本的には就職先とか進学先の情報を収集するということ、あるいは2点目として自己の個性とか特性を把握するような、そういう指導、それから3点目としましては、将来の自分の生活への夢を持てるような、そういう夢実現を意識づけるというようなことが進路指導の大きな柱になっているわけでございます。

南伊豆分校につきましては、こういう基本的な進路指導に加えまして、農業後継のための進路指導に非常に力を入れております、生計を農業で立てているというふうなご家庭が非常に少なくなっているというような状況、あるいは後継をする条件が非常に厳しくなっているというような状況の中で、無理な方向づけは非常にできない年齢であるというふうなことでございますけれども、そういう中でも地域の農業後継者、先ほど議員のおっしゃったよう

なメロン栽培とか花卉栽培の経営者をお招きしまして、農産物の栽培方法ということにとどまらず、その経済的な面も含めまして、現実の農業経営のあり方というようなことについての講話を聞くような授業、あるいは農林事務所の農業後継者育成事業等も参考にしまして、生徒諸君の農業への意欲をいかに高めるか、非常に積極的な取り組みをしているというふうに聞いております。

ぜひ、こういったことが、さらに、先ほど町長が答弁しましたように、町としても取り組みができるいいなというふうに私の方も考えております。

話は少しそれますけれども、今、小中学校、高校も含めてございますけれども、将来、地元を担う人材をいかに育成するか、これは非常に大きな課題になっておりまして、子供たちの特性とか、いろいろなことがあるわけでございますけれども、やはり地域としましては、地域の自然に親しむような活動とか地域の産業とか文化を知る学習、あるいはこの豊かな海とか、この自然の田畠を使っての生産活動、こういうものに取り組みまして、子供たちが少しでも地域に愛着を持って、そして地域の人材として育っていくような、あるいは、やがて地元にUターンしてくる人材を願っての教育活動にも力を入れているところでございます。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） また次の補足説明になりますけれども、農業後継者の育成についてでありますけれども、農業後継者に農業の魅力を理解してもらう施策として、南伊豆町農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想に基づいて目標を定めております。この中で遊休農地が増加傾向となっていること等から、遊休農地の発生防止と解消対策を推進し、観光地の特性を生かした観光農業等の振興及び地域複合として農業発展を目指しております。農業構想については、過疎化、高齢化、兼業化により担い手不足が深刻化している反面、農地の資産的保有傾向は強く、農地の流動化は顕著な進展を見ないまま後継者は推移していますが、将来の本町農業を担う若い農業の意向等、基本的条件を考慮し、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たっては支援するよう考えております。

また、農業経営者35歳以下に対する国・県・町の助成についてですけれども、町単独事業としては農業後継者資金利子補給制度や農林漁業後継者海外派遣研修助成費、さらに農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者31名について、南伊豆町は農業経営基盤強化資金利子助成金があります。なお、関連ですけれども、認定農業者について有害鳥獣等被害防止対策事業補助金で一般は10万の限度ですけれども、農業者については20万までの限度額としてお

ります。また、国・県等の助成でございますけれども、一般的には農業改良資金等の融資制度やハード的には農業生産基盤整備や環境整備事業等があります。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） いろいろお答えいただきまして、積極的な意見をいただきました。

教育長には、ぜひ、先ほど言いました経済としての農業、こういうものを子供たちにもっと浸透させていただきたいと。農業というのは、それほど経済的に魅力のないものではないんだという部分の話を大分聞きましたので、その農業の魅力というものをもっと宣伝していただきたいなど、教えていただきたいなと思います。

それともう1点、課長の方に聞きたいんですけれども、具体的な意味で荒廃農地対策、愛美林の関係があるわけですけれども、愛美林さんが、昨年度は耕作を請け負ってやって、ことしはやらなかつたと。そのやらない経過に関して委員会で質問があったわけですけれども、やはり先ほど毎日新聞の社説にあったように、水田というものの重要性、そして水田というものは、いわゆる輸入米の増加を考えても放棄するにはもったいないと。この日本のいわゆる日本をつくってきた、一つの原風景というか、そういうものではないかと、水田は。そういう意味で非常に大事なものだと。そのところで具体的に荒廃農地に対する対策、いわゆる大型機械とか、そういうことに対する補助とか、そういうものに対して、課長、どのように考えているのか、少し聞きたいと思います。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） ご指摘されました昨年、愛美林さんが7ヘクタールほどやっていたわけでございますけれども、ことしはできなくなつたと。実際つくらない。一部の方はやっていますけれども、約6ヘクタールから7ヘクタール、ことしはできないのが実態であります。その経過は委員会等でたしかお話ししたと思いますが、米の値段でございます。例えば平成の最初、元年ですね、1俵当たり1万8,000円出ました。昨年、愛美林さんがやったのは1万1,000円、1万円ちょっと、最後の値段は10月の末から11月、雨天がございましてなかなか刈り取りができなかつたと。一番安いものが9,000円でした。そんな中、収支をやってみると、ようやくというか、彼たちはどちらかというと林業的な方です。林業については強いんですが、農業は初めてという方もおるわけです。ようやくということで、ことしはちょっと無理だなという。そして個人名を出してあれですけれども、川合野の方が復帰できるのかなというところもありまして、やってきたのが1月、2月でございました。そ

うした日程の中、できなくなつたというのが現実でございます。

そして、しようがないということで、先ほどもお話が出ました米の減反政策の方の奨励金で、地権者の方へは連絡をとつて、できるだけ保全管理ということで、ある程度のお金がもらえる状態にしておきたいなということと、もう1点、農家の方々に聞きました、1年間を放棄して、2年、3年たちますと、雑草がさらに大きくなるわけですけれども、1年間の放棄だったら復帰できるよということも聞いております。そういうことの中、今、芽生えつつあるのが来年はやっていこうということ、そういう意見があります。それでぜひともやっていきたい、そういう指導をやるということが1点。

それで先ほどの中の大型機械という話、そこら辺についても、今後いろいろ検討して、助成するというのは変かどうかわかりませんけれども、そこら辺についても、できるだけ支援していきたいなという構えであります。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 十分当局の考え方はわかりました。どちらにしても、いわゆる米づくりというものは、余り経済的に合わない部分もある、そういう中で、先ほどの論説にもあつたように、米、水田というものは非常に大事な、ほかの副次的な経済効果を出すという、そういうことを考えたときに、町の方がもっと積極的にいろんな意味で、米価じゃなくて農業機械とか、そういうことで補助していくという、そういう考え方をぜひ今後も積極的に進めていってもらいたいなど。これで第1問目の質問を終わります。

第2問目の質問に入ります。

手石、和田原の土地区画整理について質問します。

この問題は、本年3月の定例議会の産業土木委員会で質問しましたが、再度質問をいたします。

町長は、手石の和田原の土地区画整理をするということを選挙公約にしたと私は聞きましたが、この事実に相違ありませんか。

また本年、県の農林関係予算に中山間拠点集落整備構想策定として90万円が計上されたことが、本年5月16日付の伊豆新聞で発表されました。この予算の内容はどのようなものであるかをご説明願いたい。

そして、さらに本定例議会に提案されている議第37号 平成13年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）の第5款農林水産事業費、第1項第3目第13節の委託料のうち、農業農村整

備調査委託料として計上されている予算 180万円は、前述した県の農林関係予算の関連であると考えますが、この点も含めてご説明を願いたいと。

話は変わりますが、町長は手石の和田原地区が明治時代には圃場整備され、戦前、戦後、つい数年前まで、平成 8 年まで水田耕作がなされていたことは承知だと思います。しかしながら、平成 9 年に水上げが廃止され、現在は用水路が農業用に利用されておりません。ということは、手石の和田原地区の農耕地の所有者、正式に言えば湊・手石耕地整理組合というそうですが、この組合員の人たちは、少なくとも水田耕作をする意思のないことを表明したと解釈するのが常識的な判断ではないかと考えます。しかしながら、町長は本年 3 月の定例議会の産業土木委員会で、私の質問に対し「圃場整備により手石の和田原地区の土地改良をする」と明言されました。先ほど述べましたように、水上げ場が廃止され、農業用水の確保が困難な状況の中で、農業生産基盤の整備としての水田整備のために圃場整備をすることは、湊・手石耕地整理組合の組合員の意思に反することであると推測されるし、行政が土地所有者の考えに反する方向で圃場整備をすることに非常な疑問を感じますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

また、聞くところによると、圃場整備等による土地の整備を手石、和田原の土地所有者の大半が反対であると聞いております。そのような状況の中で、なぜ、今急いで、先ほど申し述べた農業農村整備調査委託料を補正予算に計上する必要があるか、この点も町長の所信をお聞きしたい。

選挙公約である土地区画整理の約束を土地改良にすりかえるようなことは、町民に選ばれた町長としてはできないことであると思いますが、この点どうでしょうか。

さらに、大事なことですからもう一度お聞きしますが、手石、和田原地区は土地改良事業の圃場整備として取り組まれるのですか。圃場整備等の終了後、土地利用を10年近く制限されること、事業期間を考えると15年から20年の制限を土地の所有者が受けることとなるのではないかと考えられます。非常に重要な問題であり、この事業に着手するについては、もっと慎重に考える必要があるのではないかでしょうか。農業農村整備調査委託料を削除する補正予算の修正をする考えはないか、そこまでお聞きしたいと思います。

手石地区の住民が街頭演説で聞いたという土地区画整理の選挙公約を反故にして、中山間拠点集落整備構想をし、農業農村整備事業として行うつもりなのか、明確なご回答をお願いいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 済みません、選挙公約の件ですけれども、最後に手石地区において、あの和田原を何とかしたいというのは言いましたけれども、具体的に、また町政にも私がそんなに詳しいわけじゃありません。ただ、最低でも道路をつくりたいとか、その程度のことだけであって、具体的に私がどういう方法を指定したというのは、申しわけないけれども記憶にございません、ということは、私は1筆の土地を持っているわけじゃなし、また行政の方で町長になったからといって、人の所有する土地を、そういう権限はないんじゃないかなということで、ともかく今より利用しやすいということで言ったつもりはありますけれども、その手法まで制限したという気は、言葉が足りなくて、そう解釈とられたかもしれませんけれども、私はその手法についてまでは、申しわけないですけれども、言った記憶はないと考えております。

それから、中山間地の関係ですけれども、それは詳しくは課長の方から説明させていただきますけれども、今年度補正で出した 180万というのもこの中間の予定、お金であります。ということは今、梅本議員が言いましたように、和田原の土地利用でありますけれども、湊耕地整理組合役員さんを中心に方向性を話し合っております。そして、回収率については 100 %ということになっておりますけれども、回答者 149名中22名、14.9%の方は今後、耕作するつもりであり、また 126名の方々の85.1%は耕作するつもりはないという結果が出ております。そういうことを踏まえた中で、もう一度面接を行って、要するに土地改良農業基盤整備事業を行うにしても、全員の承諾がなければ、今の行政というのはちょっと無理なような気がします。そういうことを踏まえた中で、その 180万というのは、今年度委託するつもりですけれども、個人に面談して、そしてその結果を踏まえて、そして来年度はその中に計画を具体的につくって、それでまた面談して最終的に結論を出すべきじゃないかなと、そういうことでございます。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 今、町長、方向性を話し合っていると言いましたよね、方向性を話し合っていると、どのようにするか。そのような中で、このひもつき的な予算、県はこれは中山間拠点集落整備構想策定、この予算というのは中山間農村の整備事業ですよ。農地の整備事業費ですよ。それはいわゆる手石和田原地区で、今、農振地域になっている、除外できない、それで皆さん困っている、耕作も放棄するという意見が多い。それもこの中山間のひもつきの予算でやったら、問題が出てこないですか。これそのまま県とかに南伊豆町の方が押し込められて、この予算をつけるということは非常に重要な意味がありますよ。だから、私

はこれは削除して、今回、修正されたらどうかと補正予算を、このように意見を述べているんですけれどもね。具体的にその中山間の話はちょっと課長、待ってください、今、具体的な話をその方向性に対して聞いていますから。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 具体的に中間拠点集落整備事業でやると言っているわけじゃなく、調査するという段階ですから、その辺を考えていただきたいと考えています。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） ということは町長、今、県から90万の予算をもらって、県と相談をしてこの予算というのはついていると思うんですけども、もし地元地区の人たちが、もうほとんどが反対なんですよ。今、町長の話の中で耕作を放棄するという人が何名でしたっけ、全体の。

○議長（大野良司君） 町長。

○4番（梅本和熙君） いやいや、そこで結構です。

○町長（岩田 篤君） 149名中22名。

○4番（梅本和熙君） 22名が耕作を放棄するの。

○町長（岩田 篤君） いやいや、するということになっています。そして85.1%は、要するに 126名の方々が、要するに耕作するつもりはないということになります。

○4番（梅本和熙君） そうでしょう。そうしますと80%の人が耕作する意思がないのに、町長、この中山間の予算をつけるということ自体が、そもそも間違いだと。もし調査をされるのなら、町の単独予算でいいじゃないですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） しかし、調査の結果、アンケートの結果なんですけれども、農業基盤整備を行えば、みずからは耕作しないが、借り手があれば貸すという人が54名中54名おります。それを踏まえた上で考えていきたいなと。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 今、五十何人と町長言われたけれども、それだって約50%そこそこでしょう、全体の。そういうふうに考えた場合に、安易にこういう事業に手をつけてしまう。そうすると先ほど言ったように、大体15年から20年、事業が始まって事業が終了して、それから制限を受けるわけですね。農地からの転用に関する、農地転用しちゃいけないという、そのことを考えると大体15年ぐらい、いわゆる転用制限をされると。これは非常に所有者に

とっては重要な問題ですよ。余り安易に考えてこういう予算をぼんぼんつけて、格好だけつけるような形というのは、非常に問題があるんじゃないかなと。

だから、町で何も 180万予算をつけたらどうですか。そして土地の問題なら、区画整理促進機構なんていうのがあるんですよ、財団法人。そういうところへ相談させて、例えば減歩率もある程度ある、40%減歩しても、あそこの土地は大体 150坪が大体 1 区画、4割減歩したって90坪残るんですよ。そういう流れの中で考えるとか、いろいろ考え方があるんじゃないですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 今の 180万は事業が実行できるかの前段階ですから、それをやったからといって、例えばそこに反対が多ければ、それはできないと思いますよ。ですから 180万はあくまでも全員の懇談会を開いております。そしてアンケートをとっております。しかし、それは全員の要するに懇談会においても、何か私は出なかったんですけども、5人か6人の方がしゃべるだけで、全体の意思というのはちょっとわからなかつたと思います。そしてアンケートの方法も、それが本当によかったですか、それも疑問を感じるわけですけれども、ともかく今よりも価値を上げたいなというのが私の基本的な考え方を持っているわけです。そしてそのために調査しようということで、これをもらって、やつたからといって、例えば地権者の半分の、例えば 3 分の 1 とか 3 分の 2 の反対があれば、それはなかなかできないんじゃないかなと考えております。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 町長、私の言っている質問は、約半数ぐらいの人たちがもう反対とうか、賛成していないと。そういう中で、税金を使うわけですよ。そして皆さんのが反対なら、この事業は進めませんと。そして先ほど町長言ったけれども、この事業は 100%の合意がなければ進められないはずですよ。それが50%反対しているのに、この 180万の予算をつける、これはどういうことですか。そしてこれはむだな金になるんじゃないですか。だったら、町で単独な予算をつけて、町でもっと具体的に調査をされるなら、されたら結構じゃないんですか。それだって税金は税金ですけれども、いわゆる所有者の意向に沿った方向での考え方が出てくるんじゃないですか。これはいわゆる中山間拠点集落整備構想というのは、ひもつきですよ、計画が。いわゆる農村整備みたいな形の、いわゆる優良農地をつくるという形の考え方であるわけですね。ただ、手石地区の人たちは、多分そういうことは考えていないと、放棄した段階で、早く言えば、あそこを優良宅地とか、そういう方向で考えているんじゃない

いか。そしていろいろ事業をやるについて、その事業が経済効果を発生するとしたら、あそこを農地にするよりは宅地にした方が経済効果を発生するんじゃないですか、南伊豆町のために。町長はそういうふうに考えたんじゃないですか、当初。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 土地区画整理事業のことについてですけれども、詳しくは建設課長の方に、その地区画整理の性質を述べさせていただきます。

それから、あくまでも私たちが今言わされましたように、地区画整理にしても何にしても、私たちの町は3割自治でありますから、県の意向を無視してはできないような気がいたします。そういう面で、県と、そして緑飲トークの中で知事の方へとお願いし、援助したという経過がございます。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 今の発言は問題がありますね。県の意向を無視できないはいいんですけれども、町長、地元の人たちの意向がまず先ですよ。手石地区の人たちの意向がまず先、その意向を持って町長が県へ行くんですよ。県の意向があって南伊豆町が動いていたら、町長なんか要らないですよ。南伊豆町の町民の意向を持って、県に、町民はこういう考え方ですよと。手石の土地の所有者たちは、こういう考え方を持っていますよといって行くのが町長ですよ。単に安易に県に物事を考えてください、そんな無責任な行政の執行の仕方ってないんじゃないですか。南伊豆町は私たちの町ですよ。町長がリーダーとなって、町長がどういう方向へ引っ張るか、非常に重要な問題がそこにあるわけですよ。それを県が県の意向で我々はこういうふうにしますと、住民にとっては非常にこれは話として聞けない話ですね。その点はもう結構です。一応予算づけに関しては、これは削除してもらいたい。この件に関しては、町長、どうですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 調査費ですもので、ぜひ補正予算で通過させていただきたいと考えております。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 私はこの件に関しては反対ですけれども、補正で削除できないというなら、それはそれで町長の責任で執行されることですから、議会がそれを賛成すれば、それはそれで仕方がないと思います。

具体的に、あとそして中山間の問題と、その町の方の構想をもう少し教えてください。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） ただいまの手石の和田原の農地の関係でございますが、中山間地域拠点集落整備事業構想策定事業という予算は県の方にございます。この事業は、まず予算の枠取りの中、どういうお金かというと県単独事業でございまして国費は絡んでおりません。そんな中、その目的ですが……

[「もう少し大きくしゃべってくれないかな、聞こえないから」と言う人あり]

○農林水産課長（内山力男君） 多目的ですけれども、過疎化や高齢化の進行、農林業の停滞等で地域としての活力が低下し、農業振興のみならず総合的な活性化が緊要な課題となっている状況の中、中山間地域拠点となる集落の生産基盤や生活基盤の総合的、集中的な再生、当該集落周辺地域の活性化を図ることを目的といたしております。これはどっちかというとソフト、どっちかというと変ですけれども、ソフト事業でございまして、事業としては2カ年間、限度額 600万なんです。そのうちの3割を前年度、7割を翌年度と、例えばじゃないけれども、13年度、14年度と継続で使ってよろしいですよということで理解しております。

そういうことで農林事務所との話し合いの中、実は先ほどの質問等の中にございました、実は昨年からアンケート等いろいろ、そして地権者の代表の方々ともいろいろ話し合いをしてきました。そんな中から、実質的に何というんでしょうか、農業をやっていきたいという人が15%ぐらい、14.9%です。農業はできないよというのが85%あるわけなんですが、その中で、いや、農地は貸してもいいよという方を合わせると50%余りあるわけです。そうした中、皆様の意向といたしまして、例えば先ほどの中に出できましたように、都市計画法による区画整理ということも当然出てくるわけでございます。それでできないのかという話は建設課の方が担当になりますからあれですけれども、それも無理じゃないかなといった中、今このこういう事情でございますけれども、先ほども言いましたように県単事業で、特にこれが規制されるといったものではございません。例えば私も心配いたしまして、ことしやって、地元とも、地元というか、地権者の代表の方と話し合ってきたわけです。

そのアンケートの内容がよかったのか、さらには梅本議員が言いましたように、農振農用地ということは理解している、知っている方もいるでしょう。例えばうちを建てたいといったときに、最低、道路は併設しなきゃまずいということは皆さんご存じだと思いますけれども、ご存じのとおり道路はない部分も相当あるわけです。赤線的な、ああいうものはすべてメッシュにされた土地ですから、赤線という表現がよろしいかわかりませんけれども、必要、

必ずあるわけです。車道というとないわけです。そういう意味合いの中、アンケートをとったわけですけれども、そこらは理解していただけない方が相当おるようと思われます。

そういうとき、この今の予算の中にありました調査費、そして私たちがアンケート、あるいは説明会をやった中、聞いていますと、道路を欲しいなという意見がちらほら出てきた。そういう意味合いから、2回ほど分けて説明会をやったわけですけれども、もうちょっと調査して、そしてその中で何というんですか、町が青写真をつくってくれないかというような意見もございます。そういう意味合いも兼ねまして、この事業を推進してみたいと。それによって無理だったらどうするのか。結論はその事業によってですが。そういうことでございます。

以上です。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） ひもつきじゃないということはわかりましたけれども、ただ、事業を始めるについて、やっぱり税金を使う、この税金を使うのに初めから何というのかな、反対者が多い、85%が耕作放棄したいというような状況の中で、やっぱり農業関係予算を使っていくというのは非常に問題があるんじゃないかなと。そして都市計画による区画整理、これだってなかなか難しい、確かに難しい、じゃ、難しいからやらないのかといったら、非常にこれ、頼りがいのない役場だなという感じもするわけで、非常に重要な、地権者にとっても、また町にとっても非常にいろんな意味で重要な問題を含んでいると思いますから、町の当局ももう一度真剣にこの点を考えもらいたいと。これで質問を終わります。

それで、次の質問に移りたいと思います。

町長の政治姿勢について質問いたします。

町長は常日ごろから、町民との対話を大切にしたいと言っておられます、これは非常にいいことだなど、町民との対話を大切にすることは民主政治の実現のために非常に大切なことであると私もこれは同感です。本当に同じように考えています。しかし、この町民と対話するということは、本当に直接民主主義に近い方が、町民との対話ということになるとは思うんですが、非常に物理的に不可能な点、こういうことを考えたときに、直接民主主義にかかる制度として間接民主主義である議会制民主主義が近代政治の形態であることもまた一方の事実です。このことを前提に、町長の政治姿勢について、疑問点を幾つかお聞きしたいと思います。

町長は、本年1月12日、新年賀詞交歓会において、厚生労働省の伊豆薬用植物試験場、時

元では通称は厚生省の試験場と呼びますが、廃止されるとの話があるので払い下げを受けるつもりであると話されました。町議会にそのような話が一言もなく、町当局で決定したような話をされています。南伊豆町にとり非常にそして重要な問題であり、議会に話のないまま公の場で発表されるのは非常に独断的な感じがしますし、議会を軽視しているんじゃないかなと。この点はまず1点、どう考えられるのか。

そしてまた、昨年12月の定例議会の産業土木委員会での同僚議員の林道加増野一条線の建設に対する質問に対し、町長は「建設する気持ちはない」と発言されました。これは前の3月定例会でまた発言が訂正されていますが、しかしながら、平成13年度の当初予算では、林道加増野一条連絡協議会補助金として5万円を計上しています。この点について、本年3月の定例会の産業土木委員会で私が指摘し質問しましたが、再度この町長の真意をもう一度確認いたします。建設する気持ちはない林道加増野一条連絡協議会に補助金をつけることは、税金のむだ遣いであり、明確に県と下田市に町長の意向を話すべきであると考えますが、この点どうでしょうか。

さらに、過去にさかのぼれば、平成11年の6月の定例会の補正予算で、共立湊病院組合に対する特別養護老人ホームの用地特別負担金として732万2,000円を計上しました。詳細は特別負担金予定額として3,132万2,000円を予算化し、そのうち先ほどの732万2,000円を平成11年6月の補正予算とし、残金2,400万円は平成12年度から平成15年度までの債務負担行為として町議会の議決を得ました。しかしながら、町議会での議決を経たにもかかわらず、同年8月30日の共立湊病院組合8月定例会で病院事業会計補正予算の議案審議が始まり、ある組合議員からの、南伊豆町が特別養護老人ホーム用地の負担をする理由につき質疑があると、質疑には答弁せず、暫時休憩し、直ちに議案を撤回されました。このときの病院事業報告書の特別養護老人ホーム用地貸し付けに係る南伊豆町特別負担金についてを朗読して紹介させてもらいたいと思います。

「特別養護老人ホーム用地貸し付けに係る南伊豆町特別負担金について。国立湊病院の經營移譲に当たり、土地利用計画として特別養護老人ホーム（50床）、老人保健健康施設（80床）を整備することで、国有財産譲渡並びに売買契約書を締結いたしました。このうち特別養護老人ホームにつきましては、平成10年の組合議会2月定例会及び8月定例会においてご報告申し上げたとおり、社会福祉法人梓友会に無償貸し付けし、現在建設中であります（11月末完成予定）。平成10年6月の市町村長会議において、貸し付け土地について南伊豆町が応分の負担をすべきであるとのご意見があり検討してまいりましたが、平成11年6月1日の

市町村会議において、貸し付け面積 3,400平方メートルに対する貸付金利子相当額 3,132万2,000 円を 5 年間で南伊豆町に負担していただくことになりました。南伊豆町議会 6 月定例会において同意が得られたので、南伊豆町と覚書を締結し、本議会の病院事業会計補正予算（第 2 号）でご提案申し上げますのでご理解いただきたいと存じます」、そして負担金の額等が書いてあるわけでございますが、この件に関して、町長は平成12年 3 月定例町議会で謝罪をしましたが、非常にこれは重要な問題です。 3,132万 2,000円の税金の処理を安易に考え判断し処理しているとしか思えません。町民の大切な税金を安易に出し入れすることに不安を感じるのは私だけでしょうか。

また、町議会の議決を安易に撤回するのは、物事の判断が非常にずさんであると考えられます。また、南伊豆町過疎地域自立促進計画に対する本議会の否決に対して「数日後には、どうせ賛成するのに」との町長の発言があったと聞きますが、もし事実とすれば非常にゆゆしき問題です。結果的には町長の発言どおりになりました。しかしながら、この結果は当局から何とかしてほしい、国や県の予算との整合性を持たせるために10月初旬までに議決してほしい、そうでないと新年度の町予算の立案ができないとの要請があり、やむなく賛成したものです。それが実情です。決して町長の議案説明や答弁に納得したものではありません。当局が南伊豆町過疎地域自立促進計画を県に提出する期限までに議会の賛成が得られないと、南伊豆町や町民の損失になる危険性があったから、我々はやむなく賛成したのが実情なんです。詳しく言えば、南伊豆町過疎地域自立促進計画は昨年 9 月の定例町議会で、総務財政委員会に付託審議されました。私は委員外の委員として出席していましたが、総務財政委員全員が反対したときには、私も実際驚きました、非常に。と同時に、審議中における町長答弁を聞いていたら、委員が反対するのも当然の成り行きだとこのように感じました。このことは私だけでなく、出席していた委員外の議員全員が感じたのではないかと思います。このことに対して町長はどのように感じているのか、お聞かせ願いたいと思います。

最後に、議会答弁に、町長は収入役を指名するが収入役には答弁をする権限があるのか、お聞かせ願いたい。そして本来、町長自身が答弁をしない場合は、助役か担当課の課長に答弁させるのが職務権限上、正しいのではないか、このこともひとつお聞きしたいと思います。

以上、るる述べましたが、町長は議会を軽視しているのではないかと、そのような懸念が本当にいたします。議会に対する町長の認識をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

まず最初に、議会を軽視ということは一切ありません。たまたま私も民間から入って、そして行政について素人と言っては申しわけないですけれども、そういう面があるので、皆様方に本当に不愉快な思いをさせたことは事実かもしれません。しかし、今後はそのようないないように、また努力したいなと考えております。

また、先ほどの薬用試験場のことなんですけれども、あのときは確かに唐突ということがあったと思います。しかし、周りから駐車場を早く何とかしてくれとか、そういうことがありましたもので、こういう経過報告として私はしたつもりであります。別に独断でじゃなくて、そして薬用試験場については和歌山がいい例というより、今回も和歌山県の方は廃止にならなかったんですけども、国会議員とか、そういう方々が入ることによって、一人で5,000 平米ぐらい管理している土地があるんですけども、今回も廃止しなかったと、そういうことは余り議員の方々に言わなかったのは申しわけなかったんですけども、ある面で煮詰まったから、煮詰まりそうになった場合に、煮詰まって初めて発表した方がいいんじゃないかなということで、そういう考えもあったことも事実です。ですから、議会を軽視とかそういうことじゃなくて、和歌山県の試験場については、今回も国会議員の反対があってできなかつたと、そういうことがありますので、それは1月12日に発表したことはちょっと失礼だった、試験場の厚生省の飯田さんからもその点については指摘され、本当に悪かったなという気がしております。

そして、林道についてでありますけれども、一応5万円予算がついているということですけれども、一応まだそこまで正式に、この林道一条加増野線については、下田市の方で最初は言ってきたという経緯があります。そういうことを踏まえた中で、議会の方へ報告しながら、今回は正式に、じゃ、詰めたいなと考えております。

そして、特養老人ホームなんですけれども、一応、用地に特養老人ホーム建設費用に係る借入金利息相当額の特別負担金については、組合議会において、当施設は伊豆圏域の共同利用施設であり、負担する法的根拠がない理由ということで、議案を撤回いたしました。そして、当町の顧問弁護士である福地先生とも相談し、支払い義務のない代金であるため、町議会においても債務負担行為を廃止させていただいたという経過があります。そして、その後、組合議会12月、平成12年2月、また8月の議会においても質問がありましたけれども、負担する意思がないということを述べさせていただきました。確かに一たん決めながら撤回というのは本当に申しわけないと私は思いますけれども、最初から弁護士さんに相談したときに、契約では覚書にした方がいいよと、これは問題があるよということをちょっと指摘されており

ました。それから調べたという経緯があって、そして私が町長になって2日目に、ちょうど共立湊病院組合の会議があったわけなんです。そしてそこまで勉強しなかった私が悪いんでしょうけれども、払うべきだということを強く言われて、そして局長と相談しながら、いいのかなというそこの判断がちょっと甘かったのかなということは考えておりますけれども、弁護士さんと相談して、町の方とのお金については最終的には債務負担行為を廃止させていただいたことによって、町の方の負担はなかったんじゃないかなと、そう考えております。

そして、収入役でございますけれども、収入役の職務権限について、地方自治法第170条で「地方公共団体の会計事務をつかさどる」となっております。しかし、たまたま前回、清掃関係ということで、収入役も清掃課長ということで詳しかったもので、私は確かに収入役を指名したというのはありますけれども、一応、議長の承認を得てしたことありますし、これからはそういうことがないように気をつけたいなと考えております。

そういうことを踏まえた中で、私の不勉強ということもありますけれども、決して皆様方に議会軽視ということは一切、議会の権限を私は自分なりに理解しているつもりでありますし、議会の無視や軽視に相当した態度は根本的にはとっていないと考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 厚生省の件は、その後たびたび町長、発言されていると聞いているわけですけれども、こういうことをしているのに、これは軽率な発言であったと今言われた。軽率な発言をしたんだったら、1月のその後のまた発言をされるというのは、非常にこれ見識がまずい、その辺も気をつけていっていただきたいということ。

それと、林道加増野線については、正式に決められると言いましたけれども、町長、正式というのはやるかやらないかをはっきり、じゃ、協議会の方で決めてくるということですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 石井市長とも相談して、私はそういうことで話はいたします。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） わかりました。じゃ、それはそれで結構です。

それと、特別養護老人ホームの負担金の問題についての、町が確かに結果的には得になりましたよね。そして勉強不足だったとか、そういう問題が通用しない金額なんですよ、三千何百万というのは、町長。それで弁護士にも相談して、弁護士も危ないと言った金を、もしかすると危険ですよと、出すことがという金を出すと。これ自体、非常に問題がある。結果

的には南伊豆町の方は得したという形にはなったかもわからない。そういう問題を今言っているわけじゃなくて、その辺を本当に町長、しっかりと考えていただかないと困ります。

それと、収入役の件も、私に対する答弁、その清掃課の問題で答弁されたわけですけれども、それ以後も収入役が議会でいろいろと発言をされている、こういう事実もあるわけで、非常に町長、発言とか、いろいろ物事の決断の仕方が、もっと熟慮したところでやっていただきたいと。そしてできれば手石のこともそうです。今回、そういう形で決められるということは非常に問題があるんじゃないかと思いますので、今後よく議会とも相談していただきて、熟慮していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君の質問を終わります。

ここで11時35分まで休憩をいたします。

（午前11時25分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午前11時35分）

◇ 横嶋 隆二 君

○議長（大野良司君） 12番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

[12番 横嶋隆二君登壇]

○12番（横嶋隆二君） それでは、通告に従って一般質問を行います。

私は、日本共産党と住民を代表して一般質問を行うわけですが、冒頭、今日の情勢で4月に小泉内閣が発足して2カ月がたとうとしています。小泉総理大臣が掲げる構造改革は国民負担増を求めるということを率直に言っています。不良債権処理をとってみても、不況型で行き詰った中小企業がたくさん倒産するということが民間の研究所の報告でもこれは出て、橋本内閣時代に厚生大臣を務め、医療福祉改革で大幅に国民負担をふやして、今日の不況を一層深刻にしてきた責任の一端を何ら反省していない、こういうふうに私たちの目からは見られます。今こそ国民が求めて期待をしているのは、この深刻な不況を一刻も早く打開をして、国民の生活を守っていくところにこそ政府がとるべき施策があるのでないでしょうか。不況を真剣に克服する取り組みを強く求めながら、同時に一般質問の中でも町ができるここと、そして、していかなければならない問題について、私は質問に入りたいと思います。

1番目、これは地域経済対策と地域づくりについてであります。

不況が深刻になっている中で、緊急の経済対策とか、そういう問題についてこれを進めているところもあります。南伊豆町でもかつてはそういうことをやったこともあります。私は、問題は臨時的に財政出動をするだけでは、この問題は解決の見通しがいつになん時も求められない。今多くの地方で内発的な発展、これを地に据えて取り組みを進めているところはたくさんあります。こうした点の一端を参考、紹介をしながら、まず第1点について、地域経済を今の産業構造のもとで守っていく上では、やはり公共事業や行政の物品購入に対しては極力地元発注を、これを貫いていく。これは過去にもそういう質問を行いましたが、この点で現状どのように、その後なってきているのか、まずその点ついてお答えをしていただきたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 長引く経済不況と国・県の公共事業の抑制、民間需要の落ち込み等により、我が南伊豆町の各種経済、産業にも深刻な影響は出ております。このような状況のもと、少しでも町の活性化を図るため、公共事業において補助金の内示を得たものについては極力早期発注を行い、また町単独事業においても、設計書等、準備の整ったものについては早期発注に努めております。指名業者等の選考に当たって、町内業者で施行可能なものについては、基本的には町内業者を優先しておりますが、業種により少数の町内業者の場合は、町外業者を指名することもあります。物品購入についても、基本的に同じ考え方で対処しております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） もちろん原則的には一般競争入札制度があって、それに基づいてやるわけです。改めて今、今後の問題としても、業者の選定の際にしても、近隣の入札価格、これを参考にできる限り町内の発注を優先というか、そういう取り組みを進めていくべきだというふうに思います。

この点で、具体的に例えば2つ目の問題で、物品購入の問題では、各種の給食食材の問題で町内調達というふうにありますが、学校給食やあるいは保育園で、その業態についてまず説明してもらいます。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 町内小学校における学校完全給食は、昭和35年11月より南崎小学校に

おいて始めており、その後、各小学校において完全給食を実施しております。平成12年度におけるその食材の調達につきましては、基幹物資であります米、パン、めんにつきましては、県学校給食会との契約により購入し、肉類につきましては、町内業者より輪番制により購入、野菜類は町内業者と一部、もと町内業者であり、乾物につきましては、県学校給食会で購入しております。一部町外業者もございます。さらに魚介類につきましては、生鮮品は町内業者で購入しております。冷凍食品は県学校給食会により購入しております。

○議長（大野良司君）　横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君）　この点で、私、栄養士さんにも話を聞きまして、大体70%町内の業者さんを利用して、極力町内を優先したいと、そういう取り組みをきました。この点で、町長が今、現場の状況を受けて答弁をしているわけですけれども、いわゆる学校給食、全国の市町村の中で積極的な自治体は、これは公共事業とか単に物品購入というだけではなくて、こうした問題でも町内の産業の育成と結びつけて、これを調達をすると。南伊豆町の中で取れたお米を学校給食に使っていく、そういうことを取り組みをして、先ほど内発的発展ということがありました。今、価格破壊で安ければいいということで外国にまで物を調達をしていって、国内の産業が衰退しているということがあります。これは民間レベルの問題ではこれを規制するということは全くできないわけですが、やはり今、南伊豆町のこの不況の中での住民の声、実態を聞くと、またそれぞれの分野から上がってくる課題、私は昨年、農業の問題でも農産物の価格保障で農業を守る、農地を保全するということを提案しましたが、学校給食で先ほどのデータ、主要穀物の米の場合は年間約10トンなんですね。保育園も若干使っています。量はそんなに多くないすけれども、約10トン、そうすると、玄米換算で12トンとすると、額そのものはべらぼうじゃないすけれども、先ほど農林水産課長が1俵1万8,000円とかいう話がありましたけれども、それで換算すると400万弱のもの、これが多いか少ないかは別としても、そういうものを町内から調達をする。もちろん今、農協とか、政府米で出すと1万そこそくで採算割れをするということで、営業的にやる場合でも非常に苦しい。ここを町内の、これは予算の当初予算でも遊休農地や対策等々で頭を痛めて、ことしも私の身の周り、気づくところでも、先ほどの質問の中で出た、昨年の7町歩や、あるいは10町歩以外にも、毎年もう1町、2町、もう目の当たりにふえているんですね。これがこうした問題を歯どめをかける一端として、こういう食材、もちろん野菜、肉は生産はほとんどありませんから、野菜なんかも町内の業者を通じながら、同時に町内の生産を、これを向上させて、そしてその消費と生産を結びつけた、まさに、よそにこの消費を持っていく

んではない、公のお金、住民の皆さんや、あるいは保護者の貴重な食材で安いものを買う、その上では町がさやをつける、価格保障をしていく、そういうことで安い価格を現場に与えながら、政策的にはこうした農業の保全の上という、その大義を太く貫く施策になるのではないかというふうに思うわけであります。

そうした点と結んで、もう1つ次に進みます。

直接の町内の調達、これは給食の例を挙げましたが、私は地域経済を結びつける上で、南伊豆町が観光立町という点は、これはやはり意識をしなければならないところであります。問題はその目のつけどころで、お客様に本当に何を提供するのか。伊豆半島の中でも、また首都圏の中でも、海と山を備えた自然の景観は、この南伊豆町にまさるところはないというふうに私も思っていますが、問題はそこで何を提供できるか、その点では残念ながら非常に少ない、そういう品目がですね。春先の菜の花まつり等々をやっても、地場の産物がほとんどない、こういう状態があります。それぞれの観光の施設では、できる限りそういうものを取り入れて、あるいは物販をする、そういう努力はされてはいるんですね。問題はこれが長い1ヶ月近い期間を持つイベントのときに、あるいはそれも含めて常設の町内物産、農産物を初め海産物、これを販売する場所をつくっていくべきだと、そういう声も一部私に寄せられております。

また、町長は3月の定例議会で一地区一品運動というのをやりました。それがどういう点でこれが提案されたのか、その先の方向性まで見えておりませんが、私はやはりその地区、努力をして、もしそういう地区があらわれてきたら、これを本当に売ると、そういうことを考えていくべきではないかと。今の政府の農政の中で、本当に全体をこれを専業をふやすなんていうことは本当に至難のわざなんですが、その町内産物を売るところに、現在やっている生産者だけではなくて、定年帰農というか、定年になってから農業に携わる人、あるいは何かやってみたい人、売り場がわからない人、そういうもののそういう方々に一定の基準を設けて、町内の産物をお客さんに提供する、もちろんそれは町内の消費者にも、これが還元というか調達できる。今、生産額で出していないんですけども、やはり町内で消費する食材等々のほとんどが外から入ってくる。町内で生産が可能な野菜類にしても、ほとんどそういう状態があるわけです。これをやはりできるところから、また一番問題は、それをつくって余ったものでも、いいものを売っていく、こういう努力をして、お客様にも喜ばれるし、そして町の消費の循環にもつながる、経済循環をする、こういうことが大事ではないかと。その一端として物産店、常設の物産店、イベントのときには移動してもいいわけです

が、こういう提案をしたいと思いますが、町長、この点についてどのように感じられますか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 町内各所で無人売店や直売所が営業されていますが、その利用は町内の皆様はもとより、近隣市町村からの客で残念ながら観光的ににぎわうところまで発展しないのが現状であります。観光的にその存在をPRしていませんけれども、生産普及を考えますと宣伝する必要性もあろうかと考えておりますが、夏季以外は観光客も少なく、果たして営業が成り立つかという疑問もあります。まだ先のことになると思いますけれども、先ほど言いました薬用試験場の跡地がもし、一応平成14年3月に閉場という動きがあるわけなんですけれども、その財産が大蔵省の移管財産になり、そして皆さん協力によって町が取得することができましたならば、物産店とか、そういうものをあそこの下賀茂地区をメインに考える可能性もあるんじゃないかなと、そういうことも考えております。しかし、まだこれは先のことであります。そして今のところは町営の物産店をすぐつくるという予定はありません。しかし、5月1日に青野川ふるさと公園がオープンしましたので、その広場を利用し、観光朝市ができるか検討中であります。観光協会を中心に各種団体と協議を進めたいなと考えております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 今、町長、現状を述べられたわけですが、なぜこういう提案をしたかというと、私、かつてごみの問題で何年か前、綾町の問題なんかも取り上げたことがあると思うんですが、ことしの4月に区長会がその他の皆さんと宮崎県の綾町というところに行かれたんですね。それは町長、報告受けていると思いますが、この町は面積が95平方キロで、南伊豆町より若干狭い、しかしながら、総面積の80%が森林で農地は9%、南伊豆町と似ている状態、人口は7,581人、そういう町で農業生産額が41億6,200万円ですよ。財政力指数は22%なんです。南伊豆が金がない、金がないと、たびごとに言うけれども、南伊豆町は37.4%です。ところが、この綾町はもちろん首都圏ではありませんし、北九州圏からも数百キロ離れて、宮崎県の中でも都城からまた山の中へ入ったところにある町なんですね、財政力も低い。しかし、これ町の歴史もあるでしょうけれども、そういうところで海もないんですよ、基盤の生産を上げていって、農業生産でこれは肉から何から蔬菜だけでも15億あるんですね。南伊豆町の蔬菜は、平成12年の町勢要覧で、これが野菜と花卉と果実を合わせても7億弱なんです。この倍です。水稻に関してはこの町、やはり山がちのところで狭いんだけども300ヘクタール確保している。南伊豆町は今70ヘクタールなんですね。

やはりこここの問題の視察では、ごみ問題で行ったということなんですが、やはりその地域で、私いきなりこの町のようになれとか、そういうことじゃないんだけれども、首都圏からこんなに近いところで、大変だ、大変だ、お客様が来るようなところで言っているながら、一方ではこういう首都圏、大阪圏、北九州圏からも離れてこうやっている。そこで、じゃ、観光とは全く無縁なのかといえば、こっちからわざわざ視察にも行くくらいで、まだ平成3年の段階では入り込み客は50万そこそなんですが、平成8年から入り込み観光客数が110万人を超えてるんですね。ウナギ登りなんですね。やはりそれは今、なぜこういうあれかというと、宮崎でもシーガイアみたいな、ああいうリゾートが破綻をして、本当に地に根差して地域経済、内発的な発展を地道にやってきたところが、本当にみんなが生き生きして町の人が頑張っている。7,500人のところでも財政、今回の予算は50億と南伊豆町と変わらないんです。そこで、ごみの問題も生ごみも堆肥化をしてある、農業をやるからそれを使う。たちどころにこれがなくなる。有機農業の振興普及会等も非常に重層的な組織が町の中にでき上がっている。そこで、お客様だけ相手にしていたら、農業はこんな普及にならないんです。東京にアンテナを置いて、東京の食材と、消費と結びついて、宮崎の暖地農業、暖地の暖かいところの農業の特産を生かしたものを作り込んでいる、そういうことをやっているんです。

ですから、やはり上に立つ者が現状の状態だけではなく、本当にそれをどうするかということを真剣に考えて答弁にも立っていただきたいというのが私の考えなんです。その場で質問を2週間前に出してあるんですけども、こういう問題、やはりもらってきた資料を見れば、いかに違うかということが考え、その出発点でお客様にもやる、お客様に売れないもの、売れないというか、余ったためなものじゃなくて、それはもう別のところで売り先を考える、多くのところでそういう取り組みをやっているんです。綾町を見てきた総務課長、いかがですか、ちょっとそこら辺、どんな町なのか、私資料だけしか見ていないので、ちょっと答えていただきたい。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） 私たちが区長さん方22名、事務局3名、5月18日から20日、2泊3日で宮崎県の綾町、ここへ行きました。ここは非常に交通アクセスがよくて、空港から車で1時間、宮崎市内から30分ということで、近年、宮崎市のベッドタウン的な要素が非常に多いところです。今言ったように、確かに農地も9%程度ですか、少ないんですが、非常に平坦地です。そして一番だと思ったのは、ごみで行ったんですけれども、その町民の七

千数百名ですけれども、まちづくりだという意識、これ非常に高いということですね。ごみは当然、分別収集はもちろん、生ごみは生ごみだけで、本当に今、議員が言われたように堆肥化して有機農業に使っている。あの分別収集ももう順番でやって、一切そういうステーションに箱とかそういうものも何もない、あとは更地を保っていると、そういう状況でした。

そういう中で、うちの方は34地区の区長さんがいるわけですが、向こうにもそういう自治会はあります。22自治会あるようですが、これがうちの方は行政が各区長さんにお願いして、いろいろ会議等を招集してお願いするわけですが、そういう行政の手先的なものはそこの綾町はやっていません。行政の手先といいますか、そういうものはやりません。あそこは自治公民館長というのが各地区において、副館長、それから事務局長というんですか、そういう方がいて、そういうまちづくり、いろいろ行政が必要であれば、逆に町長以下担当課長、係に来ていただく、そこで話し合いをする。うちみたいに、こういう役場へ行くんじゃなくて、逆に出てこいといってやっているらしいです。

そういう中でも河川の清掃とか、あるいはまちづくりに対する取り組みということで、もう61年ごろからやっているそうですが、町長みずから花の種を町民に分ける、苗をつくって分けると。綾町の町全体を花いっぱい運動で非常に環境を美化する。そして山林等にもそういう不法投棄などの非常に監視も徹底して、本当に町民の意識がもう全然、うちの方の町民とは全く違うと、そういう感じでもって、まちづくりも皆さんそういう認識のもとでやっているものですから、当然、こういうすべてのまちづくりの環境的なものをすべて整えると、こういう感じでございました。

○議長（大野良司君）　横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君）　町長、今、綾町のお話を私が持っているデータとあわせて提案したわけですけれども、この点、いかがですか。

○議長（大野良司君）　町長。

○町長（岩田 篤君）　確かに綾町の報告を区長さん方に受けました。そして次の区長会において、分別収集について本当に問題出るのかなということを内心心配していたわけなんですけれども、やはりその研修の成果じゃ、なんですけれども、本当に区長さん方も前向きに取り組むんじゃないかなという期待をいただきました。

そして、私も今言いましたように町を挙げてということですから、というより私の政治姿勢として一地区一品運動というのは、ある面では綾町の町長と通ずる面があるんじゃないかなと。今のところは種まきということで私はやっているわけで、すぐ成果を求める状況じゃ

ないな、そういうことを考えて気長に種まきは続けていかなければいけないんじゃないかなと、そういうことで、今の現況はそういうことです。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） この質問では、この問題の最後にしますけれども、今、町長、種まきで気長にという話をしましたけれども、先ほど、なぜ私は不況のことを言ったかというと、民間は本当にあすの仕事を確保するためにどうするかと、そういう状態が本当に町内蔓延しているわけですよ。それで皆さん方、行政は一方でこういう今の南伊豆町のような状態の中では、本当に安定して生活が保障されているというのは、本当に一部しかないわけです。そこがその執行機関が本当にのんびり構えてやっていたら困るんですよ。あすにも食えなくなるかもしれない、この南伊豆町でも事業所がつぶれたり何なりして失業者がふえているんですよ。50代の皆さんが失業する、あるいは給料が半分になる、行政はいろいろな法律でそういうことはないかもしない。だからこそみんなの生活が向上するように、所得が向上するように、あるいは守るように真剣にならなければ、のんびり構えられたら困るというのが率直な意見ですが、改める気持ちはありませんか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） ちょっと私にとっては、ちょっと誤解なんですけれども、私は気長にというのじゃなくて、今までの流れを見た中に、要するに危機感の感覚がまだ町民の中には定着していないなど、そういうことを考えた中で、これから町の職員に対してもいつも言っているわけなんですけれども、意識改革というのは一朝一夕ですぐできるもんじゃないし、その種をまいて初めて何年後にできると、そういうふうにとらえております。ですから、経済とかそういうことじゃなくて、私が今やっているのは精神面について種まきと言っただけであって、経済的に種まきというつもりではございません。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 意識は確かに時間がかかるわけですが、この間も何回も質問で言わせてもらいましたけれども、行政のトップの意識、これを改革する、そこは早急にやるということをぜひ綾町等々でも、別に否定するわけではないですけれども、上がそういう意識を持って取り組む、ここは早急にしなければならないということだと思います。

ちょっと順番を入れかえてよろしいですか、質問の順番ですね。関連があるのでごみの分別収集の問題に入ります。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君の質問の途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたし

ます。

(午後 0時04分)

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） それでは次に、質問では4番目に入れてありますけれども、ごみの分別収集に向けて。

私はこの問題では12月から分別収集をやることでありますけれども、それをその細かな問題については次回に回しまして、分別収集をやった暁には、ごみの最終処理の出方が、処理の方法が今と若干変化があるのではないかと。これは先ほどの午前中の質問の中でも、ちょっとそういう答弁がありましたが、またこの間の契約でダイオキシン対策をやるということで、私、前回にも質問しましたけれども、焼却灰の処理の仕方、町長は管理型クローズド方式ということで、それ以外も考えているというような答弁がありましたが、町長、現場でも具体的に処理の方法、改善の方法、改善というか、ダイオキシンがほとんど出ない対策をするわけですね。そうした場合に、処理の仕方はどのように考えられているのか、それを簡潔にお答えしていただけますか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 今の質問でございますけれども、町の方とするならばクローズド方式が一番いいとは考えておりますけれども、財政面とかそういうのがありますもので、その辺を検討していきたいなと考えております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） この点で、ダイオキシンが今までのように出るような状態、ごみもプラスチック類も物を燃していたのから、それらを分別収集をして、行く末にはペットボトルなんかも回収するわけですけれども、そうした場合、またダイオキシン対策をやるわけですね。それがほとんど出ない状態で、今、全国でもいろんな取り組みされていまして、当初の計画13億5,000万円ですね。それを大幅に下回るやり方が焼却灰の石灰固化処理ですか、これはセメント原料にするということで、すぐセメント処理のシステムができなくても、石灰で固化すればダイオキシン類がそれに吸着して流れ出さない。非常に微量なダイオキシン

の排出にするために8億も予算をかけてこの辺でやるわけですね、2カ年にわたってやるわけです。その本当に微量なものは、そういう処理をしてやれば、本当に予算も少なくて済むし安全だと。やたらな施設もつくらないで済むというデータがありますので、後で紹介しますから、ぜひ検討していただきたい。これは去年、おととしの質問でも、こういうものを作出したときに、島根県の安来市、ドジョウすくいで有名なところですけれども、そこでもそういう処理をやっているということを示したんですけれども、これはコンクリート固化化ですね。その前の段階で石灰で処理をして、コンクリートの材料にしていくという、そういう方式があるので、ぜひこれを考察の一端に入れて、安全な処理の仕方があるということですので、していただきたい、これは回答は要らないので、後で書類を渡します。

次は、放課後の児童対策について。

先ほどの経済対策の問題でも私は意見を言いましたが、本当に今の経済不況の中で住民の皆さん、若い方々も本当に真剣にどうやっていったらいいかということを考えているわけです。そういう中で、やはり子育ての環境を、子育てしやすいようにしていく、この点は極めて大事だと。社会現象で少子化ということが言われていますけれども、やはり社会の子供を取り巻く環境、家庭環境の点からなど、やはり子供を見ていく環境が非常に変わってきている、そういう点がどうするか。町ではこれは平成11年、おととしの3月に児童育成計画、これは福祉課管轄でエンゼルプランを出して、放課後指導対策の推進、しかもこのエンゼルプランの緊急保育対策5カ年事業の重点項目の1本になっているんですね、この対策が。

もう1つは、これは県の教育委員会が平成12年7月28日、第26静岡県社会教育委員会で、豊かでゆとりに満ちた生涯学習社会の形成に向けた人づくり、地域づくりについての報告の中で、言葉は違うんですが、子供が多い地域で成功しているところもあるが、子供の数がどんどん減ってくる、その場合、子供はいるのではなく探すものである、子供たちを意識的に集めていく必要が生じてくると。子育ての責任は原則的には家庭にあるが、子育てを社会全体で支援していく必要性があることを理解していくべきであるという云々。その後に、また安心して子育てができる環境の整備を図るために、縦割り行政の弊害を克服して、新たなネットワークを形成することが必要であると、こういうことの教育関係の分野からも述べられております。

私、保育、乳児の保育の問題については、この前も取り上げて、もちろん学童の問題も取り上げたことがあるんですが、やはりその質問を上げた直後でしたか、夏休みに小学校1年生の児童が亡くなるとか、痛ましい事故がありました。やはりこの観光地で夏は限られた環

境の中で、本当に両親が仕事をして、保育園の場合は、まだ夏休みというのではないわけですが、6歳になって小学校へ上がると、低学年の場合は特に親が見れない場合には大変な問題になる、そういう点で、ふだんのときと夏休み、冬休みなどの長期の休みができるときには、名実ともに児童の対策を考える必要があるのではないかと。これは総合計画でも言っていて、児童育成計画でも言っているわけですが、この点について、まずエンゼルプランの管轄の福祉課の方、そして教育委員会の方からも、こうした問題に対してどのように取り組む意向を持っているか、これについてお答えしていただきたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 福祉課長の方から答弁させます。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（土屋 敬君） 確かに児童育成計画、それと町の総合計画の中に児童保育の問題等々あります。今、横嶋議員のご質問の中では、学校でのということよりも、夏休み、冬休み、あるいは春休み、学校は長期に休みの場合、地域でのということだったんですけども、学校での場合に、あくまでも法律でいきますと小学校3年生以下の子供たちをということになっていますが、それは放課後ということになりますと、特に南伊豆なんかの場合には、公共交通機関が都会みたいに、あるいは30分、あるいは1時間置きぐらいに行っているところはいいんですけども、こういうところだと、バスに乗りおくれると次のバスまでの時間が物すごくかかるというような問題もありますし、また学校の方では1年生から3年生までの週の授業の時間がそれぞれまちまちです。1年生は週2日、5時間授業がある。2年生は週3日5時間、3年生になると月曜から金曜日までが5時間授業ということで、1年生から3年生までを集めてということになりますと、1時間の、1時間授業だと45分じゃなかろうかと思うんですが、その45分間、1年生は何かやって遊んでいるというような問題もありますかと思います。

それとまた、指導者の問題、これはだれがそういう放課後保育をやるかということになると、保育園の保母さんあたりはちょっと無理だろう。学校の先生方ということになると、余計これは無理じゃなかろうかと。そうなりますと、だれか地域のそういった方々を指導者としてお願い申し上げる。そうした中では、当町は小学校は5校ありますので、学校単位であれば最低5人は必要であろうと。そうなったときに、学校でやるときになると、そういうことを今まで想定しなきゃならないということで非常に難しいのではないかということがあります。

また、ここでいう学童保育ということになりますと、家庭で夫婦で働いていて、いのうちの子供ということになりますと、当然、対象が狭められてくる。こういう過疎地域の中で、それを法律どおりに、そういった子供たちということで限定するとなると非常に対象者も少なくなるだろうと。そうなってきたときにちょっと難しい問題があろうと。だからそういうた、確かにエンゼルプランとか総合計画であるけれども、この法律どおりやらないで、もう好きな子供たちはどんどんそういったものに参加してくださいよというような形で進めていかなければまずいんじゃないかなということで考えています。

それとまた、夏休み等々につきましては34地区あります。少ない地区では1年生から3年生までが1人しかいない。あるいは多いところでは30人近くいる地区もあります。そういう中で、ある程度10人とか15人以上いる地区であれば、そういったようなことをやるということはいいと思いますけれども、一人、二人の地域で、そういった学校の休業中の教育というものをやるとなると非常に難しい問題がある。またこれが34地区に分かれていますので、それぞれの地区へ行って、そういった催し物に参加するようにということになると、またそこで足の問題もあるし、休みだということでなかなか難しいんじゃなかろうかなということがありますので、担当課といたしましては、これは福祉課だけの問題ではありませんので、当然、教育委員会も絡んでくる、あるいはまた地域の子供会のことも絡んでくるというようなことから、こういったものの検討委員会等というようなものをつくって、お互いにそれぞれ忌憚のない意見を出してもらって、どのような形でこの学童保育の問題をやっていったらいののか、検討する必要があろうかなということで、早速、教育委員会の方と話し合って、そういう検討委員会といったような、仮称ですけれども、そういったようなものを立ち上げて研究したいなど、このように考えています。

○議長（大野良司君） 教育長。

○教育長（釜田弘文君） 今、福祉課長の方からも回答があったわけですけれども、基本的に考えてみると、夏休みとか冬休みというのは、一応、小学校に入った子供たちからは、長期の休業中はやはり家庭や社会で学習をするという、みずから学習するというふうな意味での夏休み、冬休みあるいは春休みでございまして、その間、学校がいろんな人が訪問したり教育をするというふうな目的を持っていないわけでございます。そういう意味で、基本的には長期の休業は家庭あるいは地域社会の中で子供たちを自発的な教育というんでしょうか、そういうことをしていくということが本来的な目的になっているわけでございます。

議員ご指摘のように、社会の情勢が非常に変化ってきておりまして、子供たち、低学年の

子供の保護をしなきゃならない状況というのも以前とは違ってきているという現状は承知をしております。ただ、町内の5地区に分かれていることとか、あるいはまた南伊豆町は比較的三世代の世帯が非常に多いとかいうふうなことで、この問題は非常に急を要する課題であるというふうにもとらえておりませんので、少し長期的な目で、現状の把握等を含めて検討していくというふうなことにしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（大野良司君）　横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君）　今、現状の難しさを福祉課長も教育長も述べられたわけですが、全体の町の世帯の状況は、いわゆる核家族のお子さんは、人口は減っても世帯の数は大幅に伸びているという状況はあるんですね。そういう点は、これは決して実質的な数量的にはたくさん、都会と比べられるような数字ではないということは事実ですけれども、そういう核家族の進行というのは確かにあるんですね。もちろん保育園の預け方に関しても、この間、手石保育所の定数増を要求してきて、そうした背景がやはり若い家庭が共働きでやっていかなければ大変だという。入学したての1年生のお迎えなんかも、本当にやりくりがなかなか難しいというそういう非常なやりくりをしていくという、そういう点もあるんですね。

やはり先ほど福祉課長も教育長も現状をつかまえてということがありましたが、多分、上からの流れでこういうプランをつくったということではないと思うんですね。私も学童を提案する上で、これは人口が少ないとろですから、集約的にできるところと比べれば多大な困難が伴うわけですね、また知恵も使わなければならないということがあります。そういう点は本当に踏み込んで考えていかないと、これはその点でまさに県の社会教育委員会の報告というのは、子供をつかんでいく、そういう踏み込みをして言及しているところが重要なというふうに思ったんです。

少子化、少子化で憂えて、社会政治的には憂えているけれども、実際にはほとんど対策がとられていないのが現状なんですね。これはこの間、PTAの関連の賀茂地区のPTAの学校生協の総代会に出ましたけれども、そこでもそういうことが2年連続うたわれて、深刻な少子化の問題がうたわれていると。そういう点では、私は担当の課だけではなくて、本当に地域全体でこうした問題に対してどう取り組んでいくかということが非常に大事な問題だと。もちろん長期休業中、自主的な学習というのは基本ではありますけれども、なかなかやはり観光地で子供に手が回らないところでは、子供の努力だけでは本当に子供の成長が思い伸ばせないというのは、いろんな側面から教育の中でも言われていることだと思うんですね。そこをやはり将来、この地に根差していく子供たちを、若い力をつくっていく上の社会全体

でこの問題を考えて、ぜひ協議会を設置していくということですので、その具体的な是非の問題も含めて、これは基本的には四次総合もそうだし、ここでも実行の緊急重点施策というのをこれではうたっているわけですが、額面どおりにやるというよりは、この地にあった形態にやっていくということで、学童保育の実態ももう多種多様でいろんな地域コミュニティを使うとか、学校の空き教室を使うとか、形態は本当にさまざまなんですね。知恵を絞っていくと、そういう点では保護者や地域の皆さん、そして学校や福祉の関連等々とあわせて場所の問題も検討しながら、ぜひ子育てる支援を社会的につくり上げていただきたいと、このことを要求しておきます。これは検討委員会を発足させるということですので、これで終わります。

4番目は、情報公開条例実施に向けてということで、平成14年度から情報公開を町もやるということで、議会でもそういうことは報告されましたか、情報公開の一端、文章での準備等々もされていると思いますが、現時点でやはりこの間、かけ声がかけられて、役場にも機械設置されつつあるＩＴの革命に基づくパソコン等々を利用して、役場の現在のホームページはどういう状況になっているのか。情報公開の条例制定とあわせて、それが公開できるようになっているのか。その点で内容の点で行政情報はもとより、議会の情報をぜひリンクをして、過去の議事録も含めて、これを公開すべきだというふうに考えますが、こうした点、取り組む中身がどのようにになっているのか、お答えしていただきたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 役場ホームページ等、行政情報、議会情報のリンクの公開についてですけれども、庁内及び庁舎内の情報化につきましては十分とは言えないのが現状であります。庁舎内ＬＡＮ、インターネットにつきましては、平成12年度予算において対応していただき、その構築及び接続が完了し、国や県等の相互連絡業務やインターネットによる情報収集業務に活用しております。ご質問の役場ホームページでありますか、現在、主幹、若手の職員で構成する情報化研究並びに作業部会でＬＡＮを使って業務のあり方や、南伊豆町らしいホームページの作成の検討を進めております。その中身につきましては、広報南伊豆や南伊豆議会だより等の掲示や、その他の行政情報、議会情報のリンク公開だけでなく、幅広く南伊豆町を紹介できるよう、特色あるホームページを考えております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 議会情報と言われましたけれども、具体的に議会だよりというのにとどまらないで、すべての議事録を含めるとして、委員会の内容も含めて、また行政の契約

にかかる公表できるものについて、これをインターネットも含めて公開するのか、その点いかがですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 議会関係の方については、まだそこまで検討しておりません。これから、議会とも検討しながら、議会の方との承諾がとれるならということでご了解願いたい。今のところは検討しておりません。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） もう既に全国の進んだ自治体の中では、ホームページはもちろんなんですが、情報公開といえば、議会の議事録、委員会の様子、契約等々に関しても、これが調べられる、そういう状態がありますし、これからその条例をつくる上で制定の準備をしているわけですけれども、これを公開する際には、最先端というか、できる限りの状態の住民の皆さんにお知らせできるように、議会にももちろん諮るというか相談があれば相談をしてもらって進めるようにしてほしいということです。

もう1つは、これは開かれた議会のために防災センター等で議会、委員会の公開実施をということで、これは施設の問題もあるために、こういうことをいったわけですが、私この問題で、先ほどからの繰り返しで恐縮ですが、本当にこの不況の中で、行政、議会が住民のために本当に何をするのかという皆さんの关心と要求が非常に高まっているんですね。そういう点で議会の概要があからさまに住民の皆さんに伝わると、伝えるというのは本来の役割ではないかということをつくづく感じてまいりました。

その点で議会だよりこれまで発行してきましたが、それはその一端であって、やはりこのきょうのこういう一般質問もテレビで下賀茂地区には流れているわけですが、本会議一般質問だけではなくて、委員会の中身、ここも公開をすべきだと。そしてもちろんその問題は一地域だけじゃなくて、町全体でこの問題、こうした議会のやりとりを見て、予算の流れもリアルに知らせていただいて、住民の監視のもとに置くべきだと、そういう声が町の中を歩いてみてたくさん受けられます。ひとつ防災センター、現在の委員会室では委員会の傍聴は物理的に無理だということで公開、傍聴はだめだということで禁止はしていないんですけども、事實上はできないと。これを一応細かい問題についても議論、意見が出る委員会を、防災センターの場所を使えばこれが可能であるんですね。現状では3月議会予算と決算の9月議会に委員会を開催するわけですが、この点で行政の責任者として、ここを提供して議会を委員会をこのようにテレビを入れて報道をすることを前提にしてやることを考えられるべき

だと思いますが、その点いかがですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 南伊豆町議会委員会条例第17条において「委員会は議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる」となっております。南伊豆町議会の本会議は公開しておりますが、委員会は委員長の許可に基づいて公開する制限公開でありますので、今後、議員の皆様方に十分検討していただき、条例改正も行うかどうか決めていただきたいと思います。

なお、委員会条例を改正したのは全国で東京都、奈良県など4自治体ほどにとどまっています。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） ちょっと問題の中身はもちろん委員会条例は、これは禁止していることではないので、場所の問題で現在はこの本会議場、そして委員会室で共用しているわけですが、防災センターという名前がついたところで、場所が広いところでありますので、そうしたところを行政、議会の要請があった場合に、当局は歩み寄れるのかという、その点、もう一度お答え願えますか。委員長の許可があればできるわけですけれども、現状は場所が制約されているもので、その点、執行者としてはどんな見解を持っているか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 今後とも議員の皆様と十分に検討して決めていきたいなと考えています。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） ぜひこの問題は議会の皆さんも聞いているわけで、住民の皆さんも本当にみずから生活を左右する予算を決める、この議会をつぶさに知りたい、そういう要請はたくさん受けていますので、この点を検討していただいて、防災センターであればそれが可能だということで、その提案をしたいと思います。

同時にこれに関連して、現在、先ほどちょっと申しましたが、現在はこの議会の内容の放映は下賀茂地区であります。これは設備等々の問題ではいろいろクリアしなければならない問題はありますが、町内どこでも、やはりこれは見られる、そういうことも必要ではないかと思いますが、こうした条件をつくっていく、このことについてもやっぱり必要ではないかというふうに思いますが、町長、この点でそういう意見がありますが、どのように考えます

か。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 平等ということで当然必要だと思いますけれども、予算的な面で今すぐというわけにいかないような気がいたします。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） この点で、確かにかなりの予算、町内全体となつたらかかるわけで、そうした点でクリアしなければならない問題があるわけですが、この議会のやりとり、内容が本当に住民の皆さんにリアルに伝わって、それをもとに、また住民の皆さんとの声が反映していく、そういう状態に関していえば、一定の出費も必要ではないかという、そういう意見もあります。それをやるについてのクリアしなければならない問題というのは、もちろん多々あるわけですが、できるだけ安く、そしてだれにも情報公開できる、まさに情報公開の趣旨から見て、ぜひこうしたことでも検討していただきたいということと、それに関してすぐにできないまでも、この議会のやりとりの問題は、ビデオ録画したものを図書館に配置をするという方策もあると思うんですけども、図書館で貸し出す、そういう状態について、ここに書いてありませんが、そういうことも考えてはどうかというふうに思うんですが、その点、いかがですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 今、テレビ放送の件ですけれども、放送なさっている方が役場と直接関係ないもので、その辺について借りられるのかどうかもまだわかりませんので、その辺を含めた中で検討していきたいと思います。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） これで終わりにしますが、情報公開の趣旨にのっとって、住民の皆さんに本当に率直に議会の内容も提供できる、その点でできることは相談をしてやっていたいと、このことを要求して私の一般質問を終わります。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

◇ 谷川次重君

○議長（大野良司君） 2番議員、谷川次重君の質問を許可します。

[2番 谷川次重君登壇]

○2番（谷川次重君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、景気対策についてであります。今、長い景気低迷が続き、町民の皆様が毎日大変な思いをしています。その上、本年に入り、今までどうにか仕事をつないでいた建設業界も民間のみならず公共事業も急激に減ってきました。ある経営者は、今まで伊豆は観光業界の不振、あるいはリストラ等を建設業界で支えてくることができたが、それも今からは到底無理であろう。観光関係に加えて建設業界のこの不振、これは大変なことになると心配をされておりました。また、去る4月中に開催されました葉月会の皆さんのが開催しました町議員と語る会に、私も何回か出席をさせてもらいましたが、その中でもこの状況を何とかしてもらいたい、景気を何とかしてもらいたいとの切なる訴えが多く、胸を打たれたものあります。

そのような中、下田市では、石井直樹市長を本部長とする緊急経済対策本部を設置するとともに、商工会議所、農協、漁協、観光協会、旅館組合、料理飲食業組合、そして商店連合会の市内経済7団体を巻き込んでの6項目の対策をまとめ実施するとの発表がありました。確かに日本国全体が不景気の中で、どれほどのことができるかという意見もあるかと思いますが、坂道を必死に登っている荷車を後ろから押して上げるような、また必死で頑張っている人たちに頑張れ、頑張れというエールを送るようなことはできるかと思いますが、この点、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 緊急経済対策本部の設置ということでございますけれども、下田市の緊急経済対策本部の設置については、今のところ考えておりません。というのは、私たち役場としましても、公共事業において補助金の内示を受けたものについては極力早期発注を行って、また町単独事業については、設計書が整えばすぐ早期発注に努めるという、府内においてできるだけのことはしているつもりでございます。そういうことでありますので、緊急経済対策本部ということは今のところ考えておりません。

○議長（大野良司君） 谷川次重君。

○2番（谷川次重君） 今、南伊豆もやっているということですが、どうせやられるなら、やはりあるのような形でやれば、町民の皆さん方も少しでも応援をいただくような格好で力づけられるんじゃないかと思いますが、それはそこに置きまして、それではこの不況の中、町長はこの南伊豆町を今後どのように引っ張っていくお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。例えば観光は何を目玉にしていくのか、建設関係はどうするのかといった具体的な展望

を、ビジョンを、町長は今こそ指示することが必要なのではないでしょうか。例えば建設関係においては、ある県の役人さんが、今からは例えば道路事業を例にとっても、この事業は県の継続事業だから、2年先も今までのように予算がつくと思っていたら大間違いだよと。今からはこの静岡県の中で、皆、国全体で少ない予算を奪い合いっこするようなものだ、大局的な戦略を立て、理由づけをし、その効果を訴え、そしてわかりやすく何度も強くアピールしていかないと、この事業は終わってしまうよとアドバイスをしてくれました。また、お隣の河津町では、サクラ、ショウブ、そしてバラと、明確に花路線を打ち出し、道路を整備し、町を挙げて観光客の誘致に取り組んでいるように、南伊豆町も町長が進むべき方向を示し、みんなが一緒になってその方向に知恵を出し合い、汗を流していくことが大事ではないでしょうか。

何か町長さんは、ハスの花を植えているみたいだよ、いや、それではどうしようというのかしらではなく、みんながやろうやろうというような雰囲気、ムードをつくっていくことが大事ではないでしょうか。

今、小泉総理のあのうそのような人気の一つは、強きリーダーシップを求める国民の期待があるからだと思います。この点の町長さんのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 基本的には観光立町ということを考えております。ということは、前菊池町長も同じだったと思いますけれども、私の方は昨年、一昨年と地区懇談会を行っているわけです。その中で大多数の方が町の将来像についてということになると、観光立町ということを言っております。しかし、今、日本の現状を見たときに、本当に観光ほど難しい選択はないというような気がいたします。ということは、きょうの新聞でございますけれども、公共投資をこれから年間5%ずつ、小泉総理の新聞の記事なんですけれども、削減、また消費税を十何%、要するにアップしても、これから5年以内では日本の再建は無理じゃないかなというぐらいまで、この読売新聞でうたっているわけなんです。こういうとき、本当に南伊豆町の観光立町というのは正念場じゃないかなと、そういうことを考えております。

私は、伊豆は南へ行くほどすばらしいとありますけれども、伊豆は南へ行くほど素材がすばらしいと解釈しているわけです。まだその素材を生かす行政というのが本当になされているのかどうか、そういうことを考えなければいけない時期じゃないかなと。私も長になって、そして他を見てきましたけれども、これからの観光というのも本物でなければ生き延びていけない。例えばこれからの財政が厳しくなったときに、都会の人が本当に来てくれるかどうか

か、それを考えたときに、本物は何かというのを、これから海、山、川、そして温暖な気候、温泉、そして共立湊病院、そして国の4施設があります。それらを有効に使ったときに、初めて都会の人がゆとり、安らぎを求める観光地になるんじゃないかなと、そういうことを考えております。

それと私は今、一地区一品運動ということをやっております。これは3月の定例会において発表させていただきましたけれども、その座談会の説明の中に、私は次のようなことを言っているわけなんです。ということは、各34地区同じことをやらなきゃならないということを考えて、町行政運営の基本理念として、私は対話、責任、尊重ということをうたっておる。その一環として私たちはこの地区懇談会をやるんだよ。そして昨年の地区懇談会において、出席された方々の多数が、南伊豆町の将来像を観光立町とイメージしている。しかし、観光立町というのは最終目標であって、まちづくり、人づくりが必要と考えます。そういうことで守っていれば何とか暮らせる豊かな風土というのは、小さな利己主義を生み、封建的であるということを私は平成11年7月25日の伊豆路で述べましたけれども、これからは本当に都会の人が来て、安らぎを持っていただける町にしなければ、本物の観光立町として成り立たないんじゃないかな、そういうことを述べております。

それから、防災意識の高揚ということで地区懇談会に述べております。そしてその中に、これから石川県知事も言っておりますけれども、協働・コラボレーションということを言っていますけれども、行政と町民がそれぞれ果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、一致協力したまちづくりが必要と、そう考えているわけですけれども、なぜ今の時期に協働かということを私は説明しています。ということは、平成13年度に国・地方自治体の負債総額は666兆になっております。国民一人当たりの負債が550万ということを考えた場合に、当然に財政改革、そして消費税のアップ等があると思います。そのときにやはり自分たちの町は自分たちでつくるんだという、その意識を持って、そしてお互いに行政と町民が助け合いながらやらなければいけないと、それを言っております。

それとあと一つの原因として、これはあくまでも私が考えるわけですけれども、少子・高齢化による労働人口の減少ということは、観光人口の変化は当然来るんじゃないかなと、そう考えているわけです。それと基本的に日本は小資源国と、貿易立国ということが本当にポイントになるんじゃないかなと。例えば今まで100万円稼いでいたものが、周りの東南アジア等の教育水準は上がって、もうかりが80万になったときどうするかと、それはお互いに少なくなったお金で分け与えなければならない、そう考えたときに、お互いに行政と町民が腹

を割って話し合ったときに初めて、この不況を乗り切る、そして精神的に一になれるんじゃないかなということを、私は地区懇談会のときに言っております。

それから、一地区一品運動の必要性でございますけれども、これからまちづくりというのは、先ほど素材はあると言いました。確かに素材はあるんですけども、その素材が本当に生かされているかどうか、それは私たちにはわかりません。ということは、地域の人がそこでこの周りの環境を一番知っているのは地域の人なんです。ですから、私はそういう面において、周りをもう一度見ようよと、それから水源だとか薬草、そして植物、その利用方法はあなた方が一番知っているんじゃないかなと、私は先ほど言いましたけれども、こういう面において、今回の地区懇談会は種をまく時期だと、そういう考え方もあるよということでやっているつもりです。ですから、私の先ほど方針というのは観光立町、そして今は種をまいて、その素材を皆さんのが、これからそれに気がついて、そしてどう生かすかという、そういう時期じゃないかなと。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 谷川次重君。

○2番（谷川次重君） それでは、平たく言うとそういう方向で、苦しくてもしばらくはお互に辛抱して次を目指そうというふうにとらえていいですか。

○町長（岩田 篤君） そういうことです。

○2番（谷川次重君） わかりました。

それでは、ちょっと内容を変えまして、（仮称）おもしろ百物館事業についてお尋ねいたします。

今、町長さんは一村一品ということを唱え、区単位の懇談会を開き、その徹底を図つてるとのお話がありました。それは大変それですばらしいことかと思いますし、あわせて次のようなことをやつたら、なおおもしろいかと思いまして提案をさせてもらいます。

これは千葉県の小湊町で計画された事業ですが、この事業は町がおもしろ百物館と題した記入用紙を全町民に配りまして、町民に珍しいもの、隠れた名所、独特の技術を持った人、その他これはと思うものなどの欄に情報を書き込んで提出してもらい、町はその収集した情報をもとに、おもしろ百物館散歩という地図を作成し、町内外に配る。また、この地図を掲載した案内板を設置するというものであります。観光振興策の1つとしておもしろいのではないかと思うのでありますが、その点、いかがお考えでしょうか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 大変参考になるご意見、ありがとうございます。

というのは、私の一昨年の地区懇談会において、一芸に秀でた人があつたらお知らせしてくださいということで、地区懇談会でも案内板の中に書いたわけです。しかし、遠慮したのか、そういうのを名乗り出る人はいませんでした。しかし、手法を変えるならば、また出てくるのかなということを考えておりますけれども、なかなか紹介を嫌がる方もいるだろうし、そういうことをもっと人のことを配慮しながら前向きに検討していきたいなど。結果として一昨年にやつたときに、私はこれだけのものがありますよという、そのときは場所とかは特定しませんでしたけれども、一芸ということでうたいましたけれども、それについては応答する人がいませんでした。

以上です。

○議長（大野良司君） 谷川次重君。

○2番（谷川次重君） 積極的に推し進めるというふうに解釈してよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

それでは最後に、この道一筋の技能功労者表彰制度といことについてお尋ねいたします。下田市や伊東市では、毎年、長年にわたって同じ職業に従事し、その道一筋に技能の研さん、後進の指導育成に尽力した技能者の功績をたたえる表彰が行われております。例えば昨年、下田市では経験53年の塗装業の方、経験41年の寿司職人の方、経験52年の大工さん、経験52年の紳士服仕立ての方々等、11名が表彰を受けていました。私ごとで恐縮ですが、私はこの南伊豆町へ来て先輩というか師匠に当たる人にめぐり合い、若いころ徹して仕事の基本をたたき込まれ、仕事のやり方を教えていただき、その上、生きる姿勢までも教えていただきました。そのおかげで平成7年には建設工事の優秀施工者として県知事表彰までいたくことができました。この人の勤続53年という長きにわたつての努力を思うとき、また、町には同じようにこの道一筋の方がたくさんいらっしゃるかと思いますが、そういう人を見つけ顕彰していくことが大事だと思う次第ですが、町長さんのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 表彰制度につきましては、昭和47年度から町表彰条例により功労表彰は町民の本町の職員もしくは職員であった者のうち功績顕著な者に行い、善行表彰は団体または個人であつて、公益に関する事業に尽くし、その功績顕著であつて住民の模範となるべき者、町の公益となるため多額の金品を寄附し、また奇特の行為があつた者並びに非常災害

に際し特に功績が顕著であって、住民の模範となるべき者を対象に表彰しており、町の発展と町民のやる気を奮い起こすことを目的としております。

ご質問の技能功労者表彰につきましては、国の実施している技能検定制度の関連もありますので、表彰基準等を含め現行の表彰条例に追加できるかどうか調査検討をいたします。

○議長（大野良司君） 谷川次重君。

○2番（谷川次重君） 前向きに進めていくというふうに答えていただきました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大野良司君） 谷川次重君の質問を終わります。

◇ 鈴木久香君

○議長（大野良司君） 1番議員、鈴木久香君の質問を許可します。

[1番 鈴木久香君登壇]

○1番（鈴木久香君） それでは、通告に従いまして産業振興関係の1番、竹林対策、2番にハス園及び花木園等に対する町としての今後の取り組み方について質問させていただきます。まず竹林対策の方で質問させていただきます。

去年3月定例議会において、里山対策の一環として放任竹林対策について質問いたしましたが、今回は竹の問題に絞って質問いたします。

町長もごらんになったと思いますが、NHKの「クローズアップ現代」で、農林業の問題を取り上げることは少ない中、放任竹林をテーマに放映されていました。私もこの番組を身ながら、南伊豆の竹林についてしっかりとした対策を講じなければいけないと改めて強く感じました。私が前回質問をしてからの記憶に残っている大きな動きを挙げてみると、民間の有志が静岡県竹プロジェクト協会を発足させました。私も会員になりましたが、竹に関連した業界、文化人など幅広い人たちの参画を得て出発しております。また、下田市民文化会館のイベントには700名から人が集まっています。静岡県でも本格的な取り組みを始めているなと強く感じています。今こそ竹の問題について、南伊豆型の行動を起こしていくときだろうと思います。伊豆半島はもとより静岡県を見渡しても、竹林面積がまとまっているのは当町であります。また、放任竹林が観光資源である山の生態系を破壊していく、このことは10年後、20年後を考えるとき、このままいたら山のたたずまいはどうなっていくのか、シミュレーションしてみることが必要だと思います。

町長はいつも段山、南野山、手石の竹林を見ながら役場へ向かってくるときに、あの竹林が大きく広がったらどうなんだろうと考えると思いますが、10年後をシミュレーションしてみる、20年後はどうなっているかということを想像してみることは、町の将来のビジョンを策定する上でどうしても必要であると私は思います。

南伊豆型のモウソウ竹林対策について、基本的な方向を確立して、より具体的な事業を開発する段階に入っているのだと思います。より具体的に施策について、町長はどのように考えておられるか、答弁をお願いいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 竹林対策についてでありますけれども、山林の荒廃とともにモウソウ竹の成長の早さや林業従事者の減少、高齢化などにより、スギやヒノキなどの人口林や広葉樹の成長を阻害し、拡大していることは認識しております。また、放任竹林は下草も生えないと密植し、保水力が低下、一方では竹は地下茎の茎から無数の根が伸びて、土をしっかりと包み、傾斜の崩壊や河川のはんらん防止など、防災効果があると聞き及んでおります。竹の資源としての活用、間伐等を含め専門技術者の意見等を取り入れながら、これから検討してまいりたいと考えております。

同時に、静岡県も具体的な政策というのはまだ打ち出しておりません。県との協議の上、またこれから前向きに考えていきたいなと考えております。

今、鈴木久香議員が言ったように、10年後、20年後ということを言わされましたけれども、南伊豆町の本当の観光立町として生きるのは、山が最後は生命線になるんじゃないかなということは、山ということは水ということです。都会の、これから21世紀の中まで来た場合に、水というのが大変な宝になるんじゃないかな、そういうことを考えた場合に、この竹林と一緒に、この山林の荒廃というのはこれからも真剣に考えていかなければと考えておりますけれども、その前に先ほど言いましたように、地区の皆様方とともに、南伊豆町をもう一度見直そうというのも、その一環としてとらえてくださるならば、第一歩と考えております。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） 今後の対策を早期にやることによって、今騒がれているイノシシ対策ですか、それと東京市場でも大変人気がありました早掘りタケノコの出荷等に大きな影響力

を及ぼすと思ひますので、その点についてはどう思ひますか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 山林もタケノコが生えるまでにはそれなりの手入れが大変じゃないかなと考えております。そういうことを考えた中で前向きに検討していきたいなど。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） ぜひ前向きに早急に検討してください。

それでは、モウソウ竹が繁殖力が旺盛で、スキ、ヒノキの広葉樹林も浸食されています。それに対してどう思ひますか。

ちょっと質問を変えまして、今、植林されている人工樹林ですね、例えばヒノキ、スキ、それに竹林が大分浸食して、今、流域振興対策というので間伐35年以下の木をやっていますけれども、竹林は勢力が旺盛ですので、間伐ができない状態になっているんです。その点、町の方でまたご協力のほどをお願いしたいんですけども、その点についてどう思われますか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 正式な情報は持っていないませんもので、農林水産課長に答弁させます。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） 人工林、スキ、ヒノキの中へと、モウソウ竹といった中、今の現況として間伐とか、そういう事業がありますが、竹林につきましては、特にこれをといった事業体制は整っていないのでありますけれども、例えば県の事業の中に県単間伐等もあるわけですが、静岡県といたましても、先ほど町長が答弁しましたとおり、放任竹林については、特に放任竹林だけという施策はとっていないわけですが、例えば竹林整備ふれあい体験事業、こういうことはモウソウ竹を切って間伐して、そしてそれを竹林の竹炭というんですか、炭焼きをするという、そういったものが、それはそういった事業なんですが、杉林の中にそういうたくさんの根が地下から伸びるわけです、竹は。そういったものを利用しながら、そういった事業も取り入れていくことで、視野に入れたものは県と協議しながらでございますが、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） ぜひ検討をお願いいたします。

それで、国・県等における補助金、融資など、事業を総点検する必要があると思います。当町のように自主財源が少ない町村においては、まず公の事業を導入することが必要であろうと私は思います。この点についてはどう思いますか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 当然、前向きに考えております。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） ぜひ南伊豆独自のモウソウ竹対策事業を行っていただくようお願いいいたします。

続きまして、ハス園、花木園に対する町としての今後の取り組み方について質問させていただきます。

前回の私の質問に対する町長の答弁によりますと、今後はボランティアによる管理運営に努力していきたいとありましたが、このことについては、町と地域住民との話し合い、連携が重要だと思いますが、そのことについて進捗状況はどうですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） ボランティアということですけれども、上小野地区については、今、ボランティアでやっております。そして市之瀬の方の町が緊急雇用でやりました市之瀬については、市之瀬の区長さんを含めて検討会を開いていただいております。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） ぜひ押しつけではなく、地域住民の自主性、自発性を尊重してもらってきていただきたいと思います。

続きまして、ハス園の花を鑑賞していただくことが主力であると思いますが、今後これらを切り花として出荷したらどうか。また付加価値をつけた製品の開発、この場所での地域住民のつくった地場産品の販売などに取り組んでいったらいかがか、そのことについて町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） この3月の定例議会でお願いしました 325万円というので、ふるさと満喫事業に対して商工会が中心となって行う事業につき、そのハスの花の事業も含まれております。そういうことで、できたら組合的なものを立ち上げて、そして商工会を窓口に要するに副産物をこれから勉強していったらと考えております。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。

（午後 2時02分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 3時18分）

◎日程第5～日程第7の上程、朗読、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 日程第5より日程第7、南伊豆町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明は、さきの全員協議会において十分協議がなされておりますので省略いたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第5、谷明氏を推薦することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、日程第5は原案どおり可決されました。

採決いたします。

日程第6、渡辺宏之氏を推薦することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、日程第6は原案どおり可決されました。

採決いたします。

日程第7、長田忠司氏を推薦することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、日程第7は原案どおり可決されました。

◎報第1号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 報第1号 専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 磐田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 本案は、地方税法等の一部を改正する法律案が、平成13年3月2日に衆議院を通過、3月28日に参議院本会議で可決成立し、3月30日に法律第8号として公布されました。4月1日から施行されることに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正するものであり、3月30日に専決処分させていただきましたので、ご承認をお願いするものであります。

条例改正の詳しい内容につきましては、税務課長より説明させます。

○議長（大野良司君） 税務課長。

○税務課長（碓井大昭君） それでは、お手元に配付してあります説明書によって説明させていただきます。

平成13年度南伊豆徵税賦課徴収条例の一部を改正する条例の概要ですけれども、今回の改正は本当に少なくて、特例の延長が多数を占めています。

最初に、住宅と土地税制の項ですけれども、個人住民税における土地等の譲渡課税の特例の延長、その次の優良住宅地の造成等のための土地を譲渡した場合の課税の特例、この2つですけれども、おのおの特別控除後の譲渡益、所得税20%、町民税が4%、県民税2%、これを平成15年12月31日まで3年間延長することです。

口の方も4,000万円以下と4,000万円を超えるものの状況が書いてありますけれども、これもやっぱり15年の12月31日まで延長する、これは実質2年9ヶ月の延長になります。

2番目として、特定居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例の延長、これは個人住民税における特定の居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の適用期限を平成15年12月31日まで3年間延長することです。

3番目としまして、被災住宅用地に係る固定資産税の特例措置の創設、これは住宅が天災等の事由により滅失、損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、天災等の発生後2年度分の固定資産税について当該土地を住宅用地とみなすものとする措置を講じます。これは住宅用地は課税標準が小規模住宅用地で6分の1になる、これは家が壊れたけれども、具体的には瓦れき等の処理で物理的に使用できないとか、復旧工事用の資材置き場として当該用地を提供しているため使用できないとか、経済的事情により住宅再建まで時間がかかる、このようなやむを得ない事情のときには、住宅用地としてみなすというものです。

特別土地保有税の徵収猶予制度の拡充。

イとしまして、現行では徵収猶予を受けているものが事業計画を変更して他用途として利用する場合には、徵収猶予は取り消され納付しなければならないという制度も、改正では平成13年4月1日から15年3月31までの間に徵収猶予の理由となった事業計画を変更し、新たに非課税用途や特例譲渡の事業計画を定めた場合には、1回限り徵収猶予の継続を認め、新たな事業が完成したときに徵収猶予を免除することです。

口として、住宅、宅地供給に資する土地の譲渡に係る特例措置の拡充延長、現行では徵収猶予されている土地を譲渡した場合、土地を受けた者、譲受者が住宅用地として利用する場合、または特例譲渡を行う場合には、徵収猶予の継続を認め、譲受者により当該事業が完成

した場合に、徴収猶予を免除するとなっていますけれども、改正では、この適用期限を2年延長するとともに、譲受者が行う事業の範囲を住宅用地としての利用を非課税土地全般の利用に使う場合は、徴収猶予を免除するということに変わりました。

それから、その他の主な改正項目ですけれども、1番として、株式等譲渡益課税の申告分離一本化の延期。

個人住民税において源泉分離課税20%を選択すると非課税、申告分離課税を選択すると課税となり不公平であることから、平成13年4月から申告分離課税の一本化を決定されましたが、経済情勢、株式市場の動向を踏まえ、2年間に限って、この一本化を延期することとしたものです。

2番目としまして、商品先物取引による所得に対する個人住民税の申告分離課税制度の創設。

商品先物取引というのは、アルミニウム、パラジウム、金、大豆、原油等でございます。現行では総合課税で雑所得または事業所得として他の所得と合算して課税されておりますけれども、改正では平成13年4月1日から平成15年3月31日までの間に商品先物の取引をした場合における一定の個人の所得については、他の所得と分離して6%（所得税20%）の税率により申告を通じて課税されるということになります。

それから口としまして、商品先物取引による所得の金額の計算上生じた損失の金額は、他の所得との損益通算及び繰り越し控除は認めないということです。

この条例は平成12年4月1日から施行になります。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第1号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、報第1号は原案どおり承認することに決定いたしました。

◎報第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 報第2号 専決処分の承認を求めるについてを議題題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 磐田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 本案の内容につきましては、前号議案の説明と同様で、地方税法の改正に伴いまして国民健康保険税条例の附則の中に課税の特例として各種課税対象項目が規定されておりますが、今回の改正内容は新たに商品取引にかかる雑所得を有する場合も課税対象としてつけ加えることで専決処分をさせていただきましたので、ご承認をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、健康課長より説明させます。

○議長（大野良司君） 健康課長。

○健康課長（土屋忠儀君） それでは、報第2号につきまして内容説明をいたします。

本案につきましては、南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございまして、内容につきましては地方税法の改正に伴いまして附則の一部を改正するものでございます。

それでは、内容の方を要約して申し上げます。

国民健康保険税条例の附則の1項から6項で、課税の特例として公的年金、長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式譲渡所得、中小会社発行株式譲渡損失繰越控除、土地譲渡所得が規定されておりますが、今回の改正は附則第7項を附則第8項に繰り下げ、附則第6項の次に7項

といたしまして、商品先物取引に係る雑所得の課税の特例の1項を加えることと、この課税の特例項目の追加に伴いまして、条文の整理が主な内容でございます。

附則といたしまして、この施行期日ですが平成13年4月1日から施行いたします。

なお、2項の適用区分につきましては、平成13年度の商品先物取引の雑所得につきまして、平成14年度の国保税から賦課いたします。

以上です。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第2号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、報第2号は原案どおり承認することに決定いたしました。

◎報第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 報第3号 専決処分の承認を求めるについてを議題題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 磐田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 報第3号の提案理由を申し上げます。

地方債許可額の決定に伴い、緊急に地方債の補正をする必要が生じたが、議会を招集する暇がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものであります。

なお、詳細につきましては、農林水産課長より説明させます。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） それでは、平成12年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計補正予算の内容について説明いたします。

本案は、地方債許可後の決定に地方債40万円を増額し 5,890万円を 5,930万円とするものであります。

9ページをお開きください。

まず歳出ですが、第1款第1項1目の事業ですが、中木漁業集落環境整備事業 2億 6,633万 2,000円でございますが、財源区分の変更で地方債が40万円増加し、一般財源が40万円減額するところであります。

7ページをお開きください。

その中で歳入ですが、繰入金の一般会計繰入金を40万減額するところであります。

さらに8ページをお開きください。

町債の下水道債40万円のうち漁業集落環境整備事業、下水道を 140万、漁業集落環境整備事業、過疎になるわけですけれども、これを 100万円減額するものであります。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

補正額の財源内訳でありますが、地方債を40万円増額し、一般財源を40万円減額するというものであります。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第3号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、報第3号は原案どおり承認することに決定いたしました。

◎報第4号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 報第4号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 磐田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 報第4号の提案理由を申し上げます。

去る3月定例町議会におきまして、平成12年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）中、第2表、繰越明許費としてご承認いただきました第4款衛生費、水道事業会計繰出金につきまして、繰越計算書を調製させていただきましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただきます。

内容につきましては、健康課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 健康課長。

○健康課長（土屋忠儀君） それでは、内容説明をいたします。

本繰越明許費計算書につきましては、水道の手石工区第2配水池建設工事、これを年度内に完成がおくれまして支払いができないため、13年度に繰り越しさせていただきました。5

月末日で繰越計算書を調製いたし、調製ができ上がりましたので報告申し上げます。

平成12年度南伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書。

款が4款の衛生費、項が3項で上水道費、事業名が水道事業会計繰出金、金額が1,740万円、翌年度繰越額が1,740万円、左の財源内訳、既収入特定財源がゼロ、未収入特定財源、国県支出金がゼロ、調査費が1,740万円で決定いたしました。その他がゼロ、一般財源がゼロでございます。

以上です。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 討論する者はありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第4号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、報第4号は原案どおり承認することに決定いたしました。

◎報第5号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 報第5号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 磐田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 報第5号の提案理由を申し上げます。

本案は、去る3月定例町議会におきまして、平成12年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算中、第2表、繰越明許費としてご承認いただきました湊処理分区管渠築造工事に係る繰越明許費につきまして、繰越計算書を調製させていただきましたので、前号議案同様、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものであります。

詳細につきましては、下水道課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（大野良司君） 下水道課長。

○下水道課長（勝田 悟君） それでは、平成12年度南伊豆町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の内容について説明をさせていただきます。

1款下水道費、1項下水道建設費、事業名、公共下水道建設事業、金額 2,300万円、翌年度繰越額 2,300万円、この財源内訳につきましては、国県支出金 1,150万円、地方債 1,150万円というように調製をさせていただきました。

なお、工事の進捗状況ですが、みなとの園へ入る複雑な交差点から湊のコミュニティセンター付近における管渠築造工事につきましては6月29日までには完成の予定であり、また日野のナカタクリーニングから青市方向に入ってすぐのテニスコート付近の工事につきましては、既に工事を完了しております。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もおりませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第5号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、報第5号は原案どおり承認することに決定いたしました。

◎報第6号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 報第6号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 磐田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 報第6号の提案理由を申し上げます。

本案は、3月定例町議会におきまして、平成12年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算中、第2表、繰越明許費としてご承認いただきました南伊豆総合計算センターへの負担金につきまして、繰越計算書を調製させていただきましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものであります。

詳細につきましては、福祉課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（土屋 敬君） 平成12年度南伊豆町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の説明をいたします。

これにつきましては、平成14年1月から介護保険サービスが訪問通所サービス、それと短期入所サービス、これが別々な基準になっておりました。これを平成14年1月から一本化して使用するということで、南伊豆総合計算センターへ、この処理システムの改修を委託をしております。その関係で本年度12年度中に設計はできないということから、13年度に繰り越しさせていただきました。

内容について説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、事業名が介護保険総務事務、金額 113万 8,000円、翌年度
繰越額 113万 8,000円、未収入特定財源内訳、国県支出金56万 9,000円、一般財源56万
9,000 円。

以上であります。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ
りませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第6号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、報第6号は原案どおり承認することに決定いたしました。

◎報第7号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 報第7号 平成12年度南伊豆町水道事業会計予算の繰越についてを議
題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 磐田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 報第7号の提案理由を申し上げます。

平成12年度南伊豆町水道事業会計、資本的収支予算の上水道第5次拡張事業費につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰り越しをしましたので、ここに繰越計算書をもってご報告するものであります。

詳細は水道課長に説明させますので、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 水道課長。

○水道課長（鈴木 勇君） 平成12年度水道事業会計予算の繰越についてご説明いたします。

本案は、報第4号と関連するものであります。上水道第5次拡張事業への予算計上額は2億5,235万7,000円であります。うち繰り越しどとったのは国庫補助事業である手石工区第2配水池建設工事費1億8,900万円のうち約23%に当たる4,285万7,142円であります。財源内訳は繰越計算書に記載のとおり、国庫補助金800万円、企業債と一般会計繰入金が1,740万円、自己資金が5万7,142円であります。繰り越しになった原因は、工事期間の前案が隣接地に施工された携帯電話のアンテナ工事と重なったために、工事用の資材を荷上げするための用地が使用できるまで日数を要し、着工がおくれたことによるものであります。

なお、当該工事が今月中には完成する見込みであります。

以上です。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第7号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、報第7号は原案どおり承認することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（大野良司君） 本日の議事件目は終了しましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時48分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 大 野 良 司

署 名 議 員 藤 原 栄

署 名 議 員 横 嶋 隆 二

平成13年南伊豆町議会 6月定例会

(第2日 6月6日)

平成13年6月南伊豆町議会定例会

議事日程（第2日）

平成13年6月6日（水曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第29号～議第31号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 3 議第32号 南伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 4 議第33号 下田市の公の施設を南伊豆町民の使用に供させることについて
- 日程第 5 議第34号 下田市と公の施設の相互利用に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第 6 議第35号 工事請負契約について
(廃棄物処理施設排ガス高度処理施設等整備工事)
- 日程第 7 議第36号 工事請負契約について
(平成13年度三坂（中木）漁港漁業集落環境整備工事)
- 日程第 8 議第37号 平成13年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議第38号 平成13年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第39号 平成13年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	鈴木	久香君	2番	谷川	次重君
3番	鈴木	史鶴哉君	4番	梅本	和熙君
5番	藤田	喜代治君	6番	漆田	修君
7番	斎藤	要君	8番	渡辺	嘉郎君
9番	石井	福光君	10番	簾田	国広君
11番	藤原	栄君	12番	横嶋	隆二君
13番	小澤	東洋治君	15番	渡辺	守男君

欠席議員（1名）

14番 大野良司君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田	篤君	助役	飯田	千加夫君
収入役	稲葉勝	男君	教育長	釜田	弘文君
総務課長	外岡捷	美君	企画調整課長	谷	正君
住民課長	渡辺	正君	税務課長	碓井	大昭君
健康課長	土屋忠	儀君	農林水産課長	内山	力男君
建設課長	小島徳	三君	商工観光課長	飯泉	誠君
清掃課長	佐藤博	君	水道課長	鈴木	勇君
教育委員会事務局長	楠千代吉	君	会計課長	池野	徹君
福祉課長	土屋敬	君	下水道課長	勝田	悟君
行政財政幹	外岡茂徳	君			

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡辺修治 主幹 松本恒明

◎開議宣告

○副議長（簗田国広君） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しております。

これより6月定例会本会議第2日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○副議長（簗田国広君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

11番議員 藤原栄君

12番議員 横嶋隆二君

◎議第29号～議第31号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○副議長（簗田国広君） これより議案審議に入ります。

議第29号より議第31号 人権擁護委員の推薦についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○副議長（簗田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 磐田篤君登壇]

○町長（岩田篤君） 提案説明を申し上げます。

議第29号 人権擁護委員の推薦についての提案理由を申し上げます。

現在、法務大臣より委嘱されている人権擁護委員は5名であります。このたび静岡地方法務局長より、南伊豆町大瀬338番地、長谷川隆昭氏が、平成13年9月30日をもって任期満了となるので、後継者の推薦についての依頼がありました。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人格、見識高く、広く社会の実情に通じた、人権擁護に深く理解のある南町大瀬338番地、長谷川隆昭氏を最適任として再推薦したくご提案申し上げます。

なお、委員の任期は3年であり、法務大臣より委嘱されることになります。ご審議のほど

よろしくお願ひ申し上げます。

また、木下竹子さんも同様でございますけれども、南伊豆町湊1148番地の3、木下竹子さん。

飯田信寛さんが南伊豆町妻良1094番地の2、飯田信寛さんです。

以上、よろしくお願ひします。

○副議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（簾田国広君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（簾田国広君） 討論する者はありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第29号 長谷川隆昭氏を推薦することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副議長（簾田国広君） 全員賛成。

よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第30号 木下竹子氏を推薦することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第31号 飯田信寛氏を推薦することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（簗田国広君） 全員賛成です。

よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

◎議第32号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○副議長（簗田国広君） 議第32号 南伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○副議長（簗田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 磐田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第32号の提案理由を申し上げます。

本条例改正案は、消防団員の処遇改善の一環といたしまして、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令が本年4月1日に公布、施行されました。この政令改正を受けまして、本町の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給基準額を今年4月1日につきまして、平均0.95%引き上げさせていただくご提案をいたしました。

条例改正の内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○副議長（簗田国広君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） それでは、条例改正の内容についてご説明申し上げます。

本案の改正は、退職報償金支給額表の別表の改正であります、団長以下、それぞれ6段階の勤務年数による支給額表を一律4,000円アップすることになります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成13年4月1日以降に退職した非常勤消防団員について適用するところでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○副議長（簗田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（簗田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議

ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（簾田国広君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第32号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

◎議第33号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○副議長（簾田国広君） 議第33号 下田市の公の施設を南伊豆町民の使用に供させることについてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○副議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 瀬田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 議第33号の提案理由を申し上げます。

内容につきましては、行政報告並びに町議会全員協議会で報告、説明申し上げたとおりでございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○副議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長（簗田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（簗田国広君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第33号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副議長（簗田国広君） 全員賛成です。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

◎議第34号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○副議長（簗田国広君） 議第34号 下田市と公の施設の相互利用に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○副議長（簗田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 磐田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 議第34号の提案理由を申し上げます。

前議案同様、内容につきましては、行政報告並びに町議会全員協議会で報告、説明申し上げたとおりでございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○副議長（簗田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（簗田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長（簗田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（簗田国広君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第34号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（簗田国広君） 全員賛成です。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

◎議第35号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○副議長（簗田国広君） 議第35号 工事請負契約について（廃棄物処理施設排ガス高度処理施設等整備工事）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○副議長（簗田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 磐田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第35号の提案理由を申し上げます。

去る5月28日、指名業者6社により入札を実施し、請負額8億3,265万円、うち取り引きに係る消費税及び地方消費税の額3,965万円をもって落札した請負人、東京都中央区日本橋一丁目2番5号、株式会社タクマ東京支社、専務取締役社長、甲斐襄輔氏との契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例により、議会の議決を求めるものです。

なお、本工事は債務負担行為により平成13年度から14年度、2カ年継続事業で実施するものです。詳細については町議会全員協議会で説明申し上げましたとおりでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○副議長（簗田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋君。

○12番（横島隆二君） 2つ質問ですが、1つはこの予定価格の設定の仕組みですね、どのようにになっているかということ。指名競争入札、特殊な工事でありますけれども、参加の業者の名前を出してほしいということ。それと入札価格ですね、それが1点。

もう1つは、きのう初めてこの処理の内容を聞いたわけですけれども、最終的に灰固化ということで、このやり方は薬品処理をして、これを灰を固めるということがありました。これが最終の何というんですか、処理の処分場の前の最終段階なのかということ。もう1つは、もう1つというか、その問題で、きのうの一般質問で提案した生石灰とかで固めてコンクリート固化するとか、そういう提案もしましたけれども、きのう、全協で渡された灰固化施設の整備事業の説明では、中間処理の中に薬剤処理のほかに主石灰セメント固化ということがありましたが、この施設では将来、現段階、この方式だと薬剤処理で固化したもののが最終の処理物ということになるんですけども、この生石灰でやった場合は、一定処理をスループして、あとコンクリート固化して埋めることはできるんだが、再利用してコンクリートの構造物に、構造物というか耐久材には向かないかもしれないけれども、コンクリートの製造物に使えるというリサイクルの方向も考えられるわけですけれども、そういう道がこの施設では将来は可能かどうか、その点について答えていただきたいと思います。

○副議長（簗田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 清掃課長の方から答弁させます。

○副議長（簗田国広君） 清掃課長。

○清掃課長（佐藤 博君） 予定価格ですけれども、金額はかなり大きくなりますが、県の指導ですと0.95とかというのがあるんですけども、若干落とした中で予定価格を設定させていただきました。

それで、参加業者の関係ですけれども、安いもの順ということで言わせてもらいます。

1番目がタクマで7億9,300万円、2番目が株式会社荏原製作所8億5,600万円、3番目のユニチカ株式会社ですけれども、これが8億7,000万円、4番目は株式会社クボタで8億7,600万円、5番目が三機工業株式会社で9億円です。6番目が三菱重工株式会社で9億6,000万円。

コンクリートのリサイクルの関係ですけれども、その点はちょっと私も詳しいことはわかりませんので、申しわけないです。あとでまた検討して資料を、回答させていただきます。

工事費の関係ですけれども 8 億 8,221 万円です。

○副議長（簗田国広君） 横嶋さん、いいですか。

はい、どうぞ。

○12番（横島隆二君） 1番目の質問はいいです。2番目に関しては検討するということでございますが、ぜひ、この段階でこの灰処理の固形をやった場合に、やはりそれは年々施設の整備などによって最終処分場の利用価値が非常に安全なものが出てくるわけですけれども、安全で従来の価格よりはかなり安い設定でできるわけですけれども、しかし、場所をふやさなければいけない。これがコンクリートでリサイクルできるということになれば、再利用が可能だということになれば、最終処分場そのものを後々ふやしていくという、そういう従来の考え方、全くこの180度考えを変えていくやり方を今できつつあるということなので、ぜひその点の将来、これは最初に出す段階でやるわけだから可能だと思うんですね。ぜひそういうことを視野に入れて進めていただきたいというふうに、これは意見してお願いします。

○副議長（簗田国広君） 渡辺君。

○8番（渡辺嘉郎君） この工事は、私は賛成なんですけれども、今、横嶋議員の言われたとおり、質問があったことに対して、わからないという返事を今、課長がしたわけですけれども、しかし、これだけの工事をやるのに中身がわかつてないものを発注するということ自身は僕はおかしいと思うわけですよ、当局側で。そういう返事じゃなくて、やっぱりきっちりした質問をしたんだったら、ここできちっとした答弁をしていただきたいのは、私はそういうふうに思いますが、これが筋だと思いますけれどもね。8億もする工事を発注するのに、中身のわからないものをどうして発注するわけですか。それだけはちょっとただしておきたいと思います。どうですか。

○副議長（簗田国広君） 課長。

○清掃課長（佐藤 博君） 今言われましたコンクリートリサイクルの方向については、まことに申しわけありませんけれども、そこまでは考えておりませんでしたので。

○副議長（簗田国広君） 渡辺君。

○8番（渡辺嘉郎君） それは課長、私それはわかるわけですよ。それはわかるんですけれども、しかし、この中身が一番よくてこれを発注するわけですよね。それは自信を持って発注することだと思うわけですよ。それを私は確かめたいわけですよ、根本は。

横嶋議員がおっしゃったこともわかるんですけれども、しかし、これを8億もする工事を発注するのに、中身があやふやな状態で発注するんじゃなくて、やっぱりこれは自信を持っ

て、南伊豆は自信を持って発注するという性格のものを私は知りたいわけですよ。そうですよ、そのために8億も借りてダイオキシンの対策をするわけですからね、違いますか。

○副議長（簗田国広君） 課長。

○清掃課長（佐藤 博君） 結局、今言ったコンクリートリサイクルとの関係で、最終処分場とのこういうまだ研究もしておりますので、ちょっと研究をさせていただきたいと思います。

○副議長（簗田国広君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） それを僕は聞いていなくて、今この出してある図面が方式が一番いいわけでしょう、横嶋議員がおっしゃったやつよりも。そういう自信を持って、私はダイオキシン対策のために8億もかけてやるという自信を持ってやるわけですよね。そして最終の検査も町でやるわけでしょう。だれが検査をやるんですか、完成のときの検査は。町がやっぱり最終検査、竣工検査をやるわけでしょう。何もわからないのに検査も発注もよくやるなと私は思うわけですけれどもね。

○副議長（簗田国広君） 課長。

○清掃課長（佐藤 博君） 設計監理を委託している会社と町と業者との三者で検査をいたします。施工監理する会社と町が一緒になって請け負った会社の検査をいたします。

○副議長（簗田国広君） 渡辺君。

○8番（渡辺嘉郎君） それではわかりましたけれども、本当に真剣になって、この8億もする仕事を発注するわけですから、今、横嶋君が言ったこともわかるんですけども、しかし、その方法よりも、この方法が一番いい方法だから、この方法で発注するわけですね、そこは自信を持って返答してもらいたいと思うし、横嶋議員にもそういう自信を持った答弁をしていただきたいということです。そうしないと、我々も何かあやふやでもって、それでダイオキシン対策はできるのかなというふうなことですよ。

[「当局は休憩を要求したらどうですか」と言う人あり]

○副議長（簗田国広君） 助役。

○助役（飯田千加夫君） それでは、今の件について補足させていただきます。

横嶋議員のおっしゃっているのは、今回、ダイオキシン対策をして出た残渣灰を再利用できるようなことを考えてくれという話でありまして、今回やりますのはダイオキシンを抑制をさせるための装置でありまして、残渣をどうするかという工事ではないわけです。ですから、横嶋議員の言っているその後の利用、要するにリサイクル製品で出たということにつき

ましては、やはり今後の最終処分場でそういうものを含めてするのかということであって、この工事をやることによって灰の中のダイオキシンが規制内におさまると、これはもう十分証明される、保証できる工事であります。

したがいまして、横嶋議員のおっしゃっているのは、その後のことですから、それは分離して考えています。その辺をちょっと課長は答弁がちょっとうまくないようにとれますけれども、そういうことだと思います。横嶋議員のおっしゃっているのはそういうことで、出てきた残渣をリサイクル製品にできるかということで、そこまではまだしておりませんということで、この工事については保証できるものとして我々は確信しております。

○副議長（簾田国広君） 渡辺君。

○8番（渡辺嘉郎君） わかりました。そういう答弁をはっきりとした答弁をしていただかなないと、やっぱり8億からの工事を発注するわけですから、それはきっと答弁をしておくべきだと私は思うわけですよ。そういう答弁がないと、あやふやの状態で発注するのかなと我々も疑問に思うところが出てくるわけですので、今後もこういうことのないような答弁の仕方をしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○副議長（簾田国広君） ほかに質問はありませんか。

石井君。

○9番（石井福光君） 焼却炉の件で、今、渡辺君の質問の中にあったんですが、最終的には2年かかってやる8億幾らの工事をやるわけなんですが、その工事の完了は町と業者と三者でやるわけですね。最終検査です。一般に普通の場合には、道路とか何か県のあれで専門家がいて、最終のデータ、水道にしても道路にしてもいろいろ検査をやるわけですよね、見て。その三者でやったときに、果たしてその検査が完璧に100%できているのかできていないのかの確認をするのは役場と業者と、もう一人だれがやるわけ、立ち会うわけ。契約した業者と町と、もう1点。

[「設計事務所」と言う人あり]

○副議長（簾田国広君） 課長。

○清掃課長（佐藤 博君） 施工監理業者です。

○9番（石井福光君） 施工監理業者がやるわけですね。

○清掃課長（佐藤 博君） 委託している業者と……

○9番（石井福光君） 委託している業者ですね。ただ、その人たちが、私の心配するのは、

これでやったときに、要するに今の基準どおりにするためにも予算が少なくて困ったとかいうような話も聞くので、それはこれだけ高額な中で、そういう手抜きをされちゃ困るということで、そういう検査をがっちりしてもらわないと、だから町はある程度勉強して、これは完全にできたものかどうかということで検査に立ち会うということが必要じゃないかということを言いたかったわけでございますので、慎重にやってください。

以上です。

○副議長（簗田国広君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（簗田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（簗田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第35号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副議長（簗田国広君） 全員賛成です。

よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

◎議第36号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○副議長（簗田国広君） 議第36号 工事請負契約について（平成13年度三坂（中木）漁港漁業集落環境整備工事）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○副議長（簗田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 瀧田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 議第36号の提案理由を申し上げます。

去る5月28日、指名8社により入札を実施し、請負額 6,090万円、うち取り引きに係る消

費税及び地方消費税の額 290万円をもって落札した請負人、東洋・河津・長田特定建設工事共同企業体、代表者、静岡県静岡市黒金町59番地の7、東洋建設株式会社静岡営業所、所長、安部広との契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例により議会の議決を求めるものです。

なお、詳細につきましては、農林水産課長より説明させます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（簗田国広君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） 三坂（中木）漁業集落環境整備工事の内容について説明いたします。

当事業は、平成9年度に補助事業 3,000万円で全体基本設計を、平成10年度において補助事業費 2億円で全体基本設計の残りの委託と、工事におきましては、集落排水処理施設の排水管路 865.3メートル、水産飲雑用水施設の排水池80トン水槽1基、給水排水管路 1,256.6メートル及び水源ポンプ施設の揚水ポンプ等塩素滅菌器の取りかえ工事、これらに伴う設計施工監理を実施いたしました。

平成11年度においても補助事業費 2億 3,700万円で集落排水処理施設の排水管路 1,114.2メートル、管理棟・処理槽等の処理場施設建築とこれらに伴う設計施工監理委託を実施いたしました。

平成12年度において補助事業費 2億 5,414万円で処理場の機械設備、電気、設備、外構工事及び排水処理施設の排水管路243.12メートル、ポンプ、発電設備を施工し、これらに伴う設計施工監理を委託いたしました。この度の工事請負費は平成13年度の補助事業費 6,600万円の中で実施するものですが、別紙平面図に記載されております赤ぬりの箇所で下水施設工のマンホールポンプ、発電機・発電機建屋を施工するものです。今年度で当事業は完了し、平成14年の供用開始を目指し実施していく予定であります。よろしくお願ひします。

以上です。

○副議長（簗田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋君。

○12番（横嶋隆二君） 入札に当たっての予定価格の金額、そして予定価格の設定の仕方ですね、それとあと入札業者と入札額を出してください。予定価格だけでもいいです。あとは資料をもらってもいいです。

○副議長（簗田国広君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君）　ただいまの予定価格でございますが、6,148万9,156円であります。その中で入札の結果でございますが、最低落札ですが5,800万円で、東洋・河津・長田特定建設工事共同企業体。5,950万円、東洋建設株式会社。6,000万円が東亜建設工業株式会社。6,040万円が若築建設株式会社、6,007万円が鹿島建設株式会社、6,100万円が東急建設株式会社、6,130万円が小田急建設株式会社、6,150万円が株式会社古川組でございます。

以上です。

○副議長（簗田国広君）　ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（簗田国広君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長（簗田国広君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（簗田国広君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第36号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副議長（簗田国広君）　全員賛成です。

よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

◎議第37号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○副議長（簗田国広君）　議第37号　平成13年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

[「議長」と言う人あり]

○副議長（簗田国広君）　梅本君。

○4番（梅本和熙君）　補正予算の修正動議を提出いたします。

○副議長（簗田国広君）　ただいま4番議員、梅本和熙君外5名の議員の発議により、議第37

号 平成13年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議が提出されました。

所定の要件を充足していますので動議を採択し、原案と併行して審議いたします。

まず、原案の朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○副議長（簗田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 瀬田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 説明を申し上げます。

本案は平成13年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）であります。

補正予算額は 3,419万 9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億7,919万 9,000円とするものであります。今回の補正は、当初予算で計上が見送られたもの、あるいは当初予算編成後に発生した新たな行政課題のうちで重要かつ緊急を要するものについて計上いたしました。

内容につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○副議長（簗田国広君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） それでは、議第37号 平成13年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）の内容説明をいたします。

最初に11ページの歳出からお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理事務 107万 4,000円の増、これにつきましては、9節、11節、14節につきまして、本年度、県の方へ派遣職員を出向いたしました1名の経費でございます。それから12節の役務費につきましては、各種ボランティア活動に対する保険料でございます。4万 2,000円。

次が10日の梅を活かした町づくり推進事業 350万円の減、これにつきましては、黒潮和太鼓まつりの委託料でございます。

次が12ページの3款民生費、1項1目社会福祉事業 196万 1,000円の増、これは民生児童委員協議会活動費負担金でございます。

2項2目の手石保育所運営事務 110万円の増、手石保育所の調理室等の改修工事でございます。

次が4款衛生費、2項1目の清掃総務事務29万4,000円の増、これは職員手当、旅費等でございます。

2目ごみ収集事務の焼却施設維持事業39万円の増、13節で大気汚染等検査委託料でございます。最終処分場維持事業 110万円の増、これは青野の一般廃棄物最終処分場の維持補修工事でございます。

3項1目の簡易水道事業 291万5,000円の増、19節で中木簡易水道の補助金でございます。

14ページの5款農林水産業費、1項3目農業振興事業 319万7,000円の増、大きいもので13節の委託料、遊休農地美化業務委託料 100万円、市之瀬地区遊休農地美化業務委託料、これはハス栽培の草刈り、水管理等でございます、36万7,000円。農業農村整備調査委託料については 180万円でございます。これは手石、和田原の基本調査でございます。

5目普通農道整備事業68万9,000円の増、13節で、これは落居地区的測量設計委託料でございます。

次は、6目の農山村総合施設管理運営事務20万3,000円の増、これは差田グラウンドのベンチの設置工事でございます。

次は、6款商工費、1項2目の商工振興事業、これは節の区分変更でございまして、13節から19節の振り替えでございます。地域振興活性化事業費補助金でございます。

3目の観光振興事業の 563万1,000円の増、13節で石廊崎・長津路歩道の整備計画調査業務委託料 163万1,000円、19節でいあい岬の井水ポンプ取りかえ工事費の補助金50万円、黒潮和太鼓まつりの補助金 350万円、これは先ほど減額していましたが、企画課から商工課へ担当が移りまして、商工観光課から今度は実行委員会へ補助金で支払うということで、7月20日の海の日の開催予定でございます。

次が、5目の環境美化推進事業 100万円の減、これは日野地区環境美化業務委託料で、これもやはり農林水産課へ移行したためでございます。

次が16ページの6目、弓ヶ浜温泉公衆浴場管理事務 278万7,000円、これは湊湯、温泉施設があるわけですが、天井がベニヤでもって朽ち果てまして、屋根もだめだということで、その補修工事費でございます。

次が7款土木費、2項2目の単独道路改良事業63万円の増、22節で物件移転補償費、これは大瀬の町道万耕地線の店舗の補償でございます。

3項2目の青野川ふるさとの川関連整備事業 529万円の増、これは看板とか給水栓、照明設備、国旗掲揚塔等の工事費でございます。

3目が小規模生活ダム関連整備事業 150万円の増、13節で一町作線の測量調査委託料でございます。

次が18ページの6項1目中木災害住宅管理事務 120万円の増、ここにおきましては、中木の漁業集落環境整備事業におきまして、集落排水が完成いたしましたので、災害住宅等で使っておりました汚水処理施設の汚泥の引抜清掃手数料でございます、120万円。

次が19ページの8款消防費、1項2目の非常備消防事務 454万 8,000円の増、8節で消防団員退職報償金、先ほど提案いたしました議案通させていただきましたが、報償金の当初500万予定していましたが、35名退職ということで434万、また消防団員等公務災害補償共済基金から参ります。14節におきましては、これは消防査閲大会の県、郡等へのバスの借り上げ料でございます。

次が5目の防災施設管理事務 150万円、これは津波避難地看板等の修繕料でございます。

次が20ページの9款教育費、1項3目英語教育事業の4万 6,000円の増、これにつきましては報酬費を減額し、職員手当、使用料及び手数料等へ振り替えるものであります。

2項2目の小学校教育振興事務21万 9,000円の増、これにつきましては、20節で準要保護の就学援助費2名増によるための補正増。次が南中小学校教育振興事務 5,000円の増、これはインターネットの接続手数料でございます。

次が2目の中学校教育振興事務で75万 4,000円の増、これにつきましても20節で準要保護の就学援助費5名増加によるものでございます、74万 6,000円。

次が4項1目の南伊豆幼稚園事務86万 6,000円、これは7節臨時教諭の賃金と、それから18節で機器備品ということでパソコン2台分の購入費50万円が主なものでございます。

以上で歳出を終わります。

次に歳入の7ページをごらんいただきます。

14款県支出金、2項4目の農林水産業費県補助金 340万円、これは農業農村整備調査事業の補助金90万円、農村景観づくり事業費の補助金、これは新世紀創造祭の継続事業として景観作物の栽培補助金 250万円です。

次が8ページの17款繰入金、1項1目老人保健特別会計繰入金 1,150万円の増、これは老人保健特別会計繰入金で、平成12年度の老人保健の精算に伴う繰入金でございます。

次が9ページ、18款繰越金、1項1目繰越金、補正額 1,495万 9,000円で1億 9,495万 9,000円となります。前年度繰越金であります。

10ページが19款諸収入、4項5目の雑入 434万円、これにつきましては、先ほど申しまし

た消防団員の退職報償金でございます。

次が 6 ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正額 3,419万 9,000円に対します財源内訳であります、特定財源といたしまして国県支出金が 340万円、その他が 434万円、一般財源が 2,645万 9,000円、補正の額が51億 4,500万円、今回補正額 3,419万 9,000円で51億 7,919万 9,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○副議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

次に修正案の説明を求めます。

4 番議員、梅本和熙君。

〔4 番 梅本和熙君登壇〕

○ 4 番（梅本和熙君） それでは提案説明いたします。

まず初めに、お配りした説明書の中の 3 枚目、5 款の農林水産業費の説明の中の 57、農業農村整備調査委託料が 18 万になっておりますけれども、ゼロをつけていただいて 180 万ということでよろしくお願ひいたします。

それでは説明いたします。

まず、上記の動議は、議案第37号 平成13年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第 115 条の 2 及び会議規則第17条第 2 項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

まず、議案第37号 平成13年度南伊豆町一般会計補正予算の一部を次のように修正する。

第1条中「 3,419万 9,000円」を「 3,239万 9,000円」に、「51億 7,919万 9,000円」を「51億 7,739万 9,000円」に改める。

第1表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

歳入、第14款県支出金、これは原案では 7 ページになりますけれども、項、目、科目名、補正前の額、補正額、計、節、区分、金額、説明の順で説明します。

まず、2 項県補助金 2 億 730 万 3,000 円、そして補正額は 340 万円を 250 万円に訂正いたします。そして合計額を 2 億 1,070 万 3,000 円を 2 億 980 万 3,000 円に訂正いたします。そして目の方の 4 農林水産業費県補助金 4,535 万 1,000 円、そして補正額の方ですが 340 万円を 250 万円に訂正いたします。それで計が 4,875 万 1,000 円を 4,785 万 1,000 円に改めます。そして区分で 1 、農業費補助金が 340 万が当初予算ですが 250 万円に改めます。そして 26 の

農業農村整備調査事業費補助金90万円を削除します。

次に、歳出の方で第5款農林水産業費です。これも項、目、科目名、補正前の額、補正額、計、補正額の財源内訳、特定財源、一般財源、節、区分、金額、説明、この順で説明していきたいと思います。

まず1項です、農業費です。1億377万2,000円、そして補正額の方は408万9,000円ですけれども、228万9,000円に訂正いたします。合計額で1億786万1,000円を1億606万1,000円に訂正いたします。そして特定財源の方ですけれども、国県の関係が340万円ですけれども250万円に改めます。一般財源は68万9,000円でそのままです。

そして3目農業振興費1,590万2,000円、補正額は当初319万7,000円ですけれども、139万7,000円に改めます。そして合計額が1,909万9,000円ですけれども、1,729万9,000円に改めます。特定財源は国県が340万ですけれども、250万に改めます。そして一般財源の方へ返却分で20万3,000円を101万3,000円に改めます。

次に、科目名の1590の農業振興事業、補正前の額は1,125万4,000円ですけれども、補正額は訂正前が319万7,000円ですけれども、訂正後が139万7,000円、そして計の方が補正前が1,445万1,000円ですけれども、1,265万1,000円に改めます。そして特定財源の方ですけれども、県の方が340万円が250万円に、そして一般財源の方が20万3,000円が110万3,000円に改めます。それで需用費3万円、消耗品費、そして13の委託料は316万7,000円を136万7,000円に改め、57の農業農村整備調査委託料180万円を削除するということになります。

それで、予算修正動議の提案理由なんですけれども、本件事業地である手石、和田原地区の地権者の約80%の賛同を得ていないままの農業農村整備事業委託料の予算計上は税金のむだ遣いになる危険性が非常に多く憂慮すべきであると。手石、和田原地区の地権者ともっと十分に話し合い、事業の方向性を決定しても遅くないと思われます。

以上、本案の補正予算により農業農村整備調査委託料の削除をなし、予算の減額をなす修正動議を提案する。

以上説明を終わります。

○副議長（簗田国広君）　ここで暫時休憩をいたします。

（午前10時31分）

○副議長（簗田国広君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前11時07分)

○副議長（簗田国広君） 梅本君。

[4番 梅本和熙君登壇]

○4番（梅本和熙君） 修正議案の内容を修正いたします。

1枚、第18款に繰越金、今、修正の用紙を配ります。

[資料配付]

○4番（梅本和熙君） よろしいですか。

今お配りした2枚目に、歳入で18款繰越金があります。この繰越金の訂正が必要だということで、繰越金に関して再度説明をさせていただきます。

項、目、科目名、補正前の額、補正額、計、節、区分、金額、説明という順でいきます。

1項繰越金 1億 8,000万円、補正額 1,495万 9,000円を 1,405万 9,000円に訂正します。計で1億 9,495万 9,000円を1億 9,405万 9,000円に訂正いたします。それで1目繰越金1億 8,000万円、補正額、訂正前が 1,495万 9,000円ですけれども、訂正後は 1,405万 9,000円といたします。計で訂正前が1億 9,495万 9,000円ですけれども、1億 9,405万 9,000円に訂正いたします。節で1繰越金、訂正前が 1,495万 9,000円ですけれども、訂正後は 1,405万 9,000円にいたします。説明は1で前年度繰越金ということで、これを1項目つけ加えさせていただきます。

以上、説明を終わります。

○副議長（簗田国広君） 原案並びに修正案に対する質疑を許可いたします。

横嶋君。

○12番（横嶋隆二君） まず原案に対する質問ですが、修正案で出た14ページの農業農村整備調査委託料の詳しい説明、動機も含めて、見通しも含めて、その内容についてお知らせいただきたい。

もう1つは、16ページの弓ヶ浜温泉公衆浴場の改修工事ですが、屋根の材料がベニヤだったということを聞いたんですが、今後、材料をどのようにして改修するのか。

もう1点は、17ページ、ふるさと公園整備事業が出ていますが、あそこはいろんなときに使えるということで観光、民宿とか何かいろいろな利用機会が想定されるのですが、今回は照明とか設置すれば夜間の利用にも可能かと思いますが、あそこの利用をどのような用途を考えられているのか。住民の方は芝にしたのでサッカーなんかの誘致ができるんじゃないかな

と、合宿を。その際にボールが川の方に出る心配があり、そういう設備なんかはどのようになっているのかと、そういうことでもありますので、その点について説明をお願いします。

○副議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 調査費の必要性でございますけれども、ご存じのとおり、あの農地は大変荒れています。そして農地の経済価値を上げ、また将来に対する食糧不足等も予想されるわけなんです。そういうことを考えた場合に、十数町歩の土地がそのまでいいのかなと私は純粋に考えました。そしてアンケートを行い、また地権者との話し合いも持っておりますけれども、かなりの人たちが理解不足と、そういうことを認識しております。それを補うために直接面談をした方がいいんじゃないかなと、そのための予算であります。そしてその調査を踏まえ、青写真をつくり、さらに面談を行い、その中から決定しても私は遅くないと、そういうふうなことを考えております。そして、その青写真でかなりの人が賛成ができ、そして青写真のとおりにこの事業が進むようでしたら、国・県に対して要望を出し、そして十数町歩の土地を何らかの形で甦らせたいなど、それが私の意向です。

以上です。

○副議長（簾田国広君） 観光課長。

○商工観光課長（飯泉 誠君） 弓ヶ浜温泉公衆浴場の件についてお答えいたします。

みなと湯に関しましては、築9年たっておりまして、当時、ベニヤのコンクリートパネルみたいなもので下地をつくって、構造的に山小屋風にできております。湯気がこもって、そのベニヤを腐食させ、現在では指でも押せるような状態になって一枚目がはがれたという緊急事態になりました。とりあえずは現在、補強のボードをくっつけて棟でとめてありますけれどもかろうじて保っているような状態です。今後の下地の関係ですけれども、やはり山小屋風の大きな桁を見せるような形でもってきますけれども、屋根の補修面積が117平方メートルでございます。下地は抄板の野地板を使うつもりであります。

○副議長（簾田国広君） 建設課長。

○建設課長（小島徳三君） 青野のふるさと公園につきましてお答えいたします。

工事請負費でふるさと公園附帯施設整備工事ということで529万円計上しておりますが、内容といたしましてはあそこの入り口の看板、それから青野川ふるさと公園という看板も中にはありませんものですから、それと国旗の掲揚台、それから街路灯、要するにこの街路灯につきましては下水道に街路灯がありますけれども、あの高さが6.5メートルあるんですが、それを4.5メートルということで、土木と協議いたしまして、一応、それからもう1点、水

道施設、子供さんたちが水を飲みたいよということがあるものですから、それからあと給水を取れる形の給水栓ですね、それを2カ所を今回、提案させていただきました。

それから、貸し出しにつきましては、一応うちの方で管理ということなんですが、例えば夏であるとか、春休みであるとか、そういったときの観光客に対する貸し出しにつきましては、ほかの施設もある中で、競合しないようにということになるだけ考えながら、観光課で管理棟自体は管理していますですから、観光課の方へ申し込んでいただきたいよということで、平成13年5月1日の広報の追加版でお知らせをしてあります。13年5月1日から供用開始という中で、1時間以上使う場合については、要するに競合した場合に担当課の方へ申し込んでいただきたいといったことで広報してあります。

それから、今、遊具だけですが、遊具についても、ちょっと足りないなという声もありますものですから、今回は提案しなかったんですが、もう少し様子を見まして、また検討していきたいと思います。

それから、サッカーのネットにつきましてですが、サッカーのお話もあるんですが、サッカーにしますとご指摘のとおり防球ネットが必要になると思います。それで芝を痛めないような形で、サッカーも練習程度はできるんじゃないかと、現在でも。それにはゴールネットとか、そういったのが必要になります。

それともう1点、あそこの青野川のあの辺が10分の1の暫定断面で改修工事が終わっていますが、10年に1度の洪水であれば大丈夫なんですが、結局あそこが河川敷の洪水敷というか、計画上一番高く水が流れた場合の上に当たるわけです。ただ、それが10年に1度でなく、もう少し、50年に1度とかということになると、暫定断面だものですから、結局、占用の制限が大きくなると思います。ですから構造物の大きいのを、流れを妨げるような大きいやつをやる場合については土木と協議しながら、占用協議をしながら今回は提案させていただきました。

以上です。

○副議長（簗田国広君） 石井君。

○9番（石井福光君） 関連ですが、ちょうど1週間前に私が散歩に行ったときに、湊区民に言われたんですが、今のふるさと公園と国道側に排水口があるわけですね、建設課長、知っていますか。あの排水口が小島さんの裏を流れてずっと排水口があるんですよね。あそこが万が一、今のサッカーとか野球をやった場合に、あそこへボールが入ったときにどうするかと、見たことあるかと指摘されまして、私がすぐその次の日に現場を見てきたわけなんです

よ。確かに言わされたとおり、深さが私の背より水路は深いわけですね。幅も1メートル50ぐらいありますか、高さがずっと2メートル以上、あれがずっと沿ってあるわけですね、あの水路は。それが草があってわからないんですよ。だから、この予算の関連だから質問するんだけれども、僕も指摘されたから質問するんだけれども、小島さんの裏については、全部自分のうちのあれが張ってあるわけなんです。道路、上ぶたというんですか、ちょっと危険性のものもありましたけれども、自分の区域についてあるけれども、その両サイドは全然ないわけです。ただ、あいているために、そこが側溝なのかちょっと今のところわからないですよ。そういう危険性が伴うもので、その件について、今後どういう考え方を持っているのか。この予算が補正組むのかどうするのか、その対策は今後どうするのか。ネットを張るとかいりいろ、あるいはフェンスを張るとかいりいろあると思いますが、指摘されたものですから、関連でもって、私が行かなかったということになっちゃ困るということで、ここで確認のために質問します。

それに、1回見てきてもらえば、私も指摘されたもので見てきたんですが、大変それは落ちた場合には危険です。子供はあれで、大人も上がることができないぐらいの高さですから。万が一何かあったときには町の責任になるのか、県の責任になるのかありますので、一応、指摘されたもので、その辺のところは考慮してもらって、今後対策をしていただきたいと思います。

これは要望です。

○副議長（簗田国広君） ほかに。

横嶋君。

○12番（横嶋隆二君） 修正案の提出議員に質問をいたします。

この予算の減額の訂正なんですが、農業農村整備調査委託料、これについては事業の方向性の確定というよりは現況の調査をするということの説明がありました。議案提出議員は、きのうの一般質問で農業の重要性、そしてこれまでの政府の農政に対して疑問の意見も述べて、今こそ農業を守っていくことの大切さを後継者の問題も含めて提案をされたと。その点については私も全く同感であるということですね。その点で、南伊豆町は農地の割合が全体の行政面積の8%に満たない面積であります。こうした中で、確かに手石の和田原は、塩水が上がるということで、ポンプ揚水は中止をしました。これは耕作者にとっては、本当に先祖があそこで食糧を増産してやってきた、明治時代ですか、耕地整理をいち早くやってきたということで、本当に汗と血のまじった土地なわけですね。塩水がまじったとはいっても、

本当にやむを得ず放棄をせざるを得ない。しかしながら、その政府やいわゆる行政の方向性によって農業が切り捨てられる中で、やむなく耕作もできない。しかしながら、今、農業を守っていかなければならないという機運も全体にあって、一方では耕作を放棄というよりは、放棄という言葉は使いたくありませんが、やむなくできない、転業しなくてはならないという一方で、農業でも守っていかなければならず、そういう若者たちも出てきたり、若者だけじゃありません、定年帰農ということがあります。そうした中で、和田原の耕地は南伊豆町の中でも優良農地の非常に大事な部分だというふうに私は認識をしております。

こうした中で、全体の事業の確定の際には、大多数の合意が必要だと考えますが、貸手も借地権を設定してもいいという地主が5割いるという、この事態は、やはり今の農政でなかなか農業ではやっていけない中でも、本当に大事なところをつぶしたくないという思いはひしひしと伝わってくるわけですね。こうした中で、こういう問題を確定ということではなくて、この問題を改めて将来にわたって食糧をつくっていく上での南伊豆町にとっての優良な農地、観光的にも目玉のところを、そういう調査をすることに対して、これを減額するということですが議員が質問された趣旨に照らして、この点を改めて説明していただきたいというふうに思います。

○副議長（簾田国広君） 梅本君。

○4番（梅本和熙君） 優良農地だという今ご指摘がありましたけれども、耕作者が農地を耕作を放棄していると。そして先ほど議員も言われたように、塩水も入ると。そして水あげを廃止されたと、そういう状況の中で、そして現在の今、荒廃した状況を見たときに、あの和田原の農地が私は優良農地だとは思いません。これはもう完全に見解の相違だと思います。

それと、先ほど前段で話された、いわゆる食糧自給率とか、農業の有用性、大事さ、これに関しては私も同じ意見です。ただ、和田原に関しては見解が相違すると思います。

それともう1つは、先ほど町長の答弁の中に青写真をつくるという話がありました。既に青写真をつくって皆さんを説得すると、皆さんの理解不足だと、こういう話があったけれども、この予算をつける前に地権者の方たちにもっと説明をすべきであると。いわゆるこの事業をやると大体15年から20年は転用が制限されますよと。農地以外の転用がきかないですよとか、そういうことの説明が非常に不足しているんじゃないかと。そして一部、地権者は十分そのことを承知しているんです。そのことを承知しているから、八十何パーセントの人たちが、今回の圃場整備という町長の答弁もありましたけれども、そういうことに対しては賛成できないという意見を述べているわけです。そういうことを考えたとき、やはりこれは減

額するのが正しいのではないかと、この予算をつけて、そのまま青写真を書かれて、地元の地権者が要望しない事業をやられるというのは、非常に町としても無謀なことをやるなど。それともっと相手に説明責任をしっかりさせるんだったら、これを予算をつける前にまだできるはずです、時間をかけて。そしてどちらがいいかという選択肢をもっと行政側としては与えて、そして皆さんの意見を聞くのが正しいやり方ではないかと、そういうことがこの減額の理由でございます。

○副議長（簗田国広君）　横嶋君。

○12番（横嶋隆二君）　今、修正案の提出者からそういう意見を聞かれて、先ほどの町長の答弁と若干ちょっとずれがあるかのように思うんですが、町長あるいは担当、きのうの一般質問でも青写真をつくって確定とか、あるいは将来にわたってこれが拘束されるかと、そういうことに今回の調査委託料というのはつながるんですか、その点、明確に示していただきたい。きのうの一般質問では、そうじゃないということは聞きましたけれども、今修正案の提出者の方からは、そのように言われましたけれども、もう一つの点で明確に答えていただきたいと思います。

○副議長（簗田国広君）　町長。

○町長（岩田　篤君）　あくまでもアンケートとか、要するに懇談会の内容が徹底していないということで、個々に面談をするということでございます。そしてそれによってみんなの民意を反映したいと。そのための予算ですから、これが決まったからといって、例えば何割の方が賛成するか、反対するか、アンケートの不十分さがちょっとあるような気がするわけなんです。そして懇談会を開いた中でも、5人か6人が発表するという報告も受けております。そういう中で、私たちは決定できないなど。それよりも一人一人の方に全員に面談させていただいて、その中でさらに計画をつくりたいと。ですから、その今、青写真がないというよりも、ともかく面談が終わった後に、そして何パーセントの人がはっきり理解していただいて、その上で進むべきじゃないかなと、そのための予算です。

○副議長（簗田国広君）　農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君）　補足説明ということで、きのうもそういう質問が出たわけですが、まずこの事業、県単事業だということを私は説明いたしましたが、特にこれをやったからといって、後に残るひもつきの事業ではないということをご理解いただきたいということが第1点であります。

そして、さらに私、直接アンケート、耕地整理組合を母体といたしまして農林水産課が応

援したというような格好で一昨年からやってきたわけですけれども、その中でアンケートをとりました。その結果が、ただいま2割、あるいは逆を返すと5割の方々が農地で貸してもいいよということもありました。

そんな中、その説明会というか、アンケートに対して報告するについて、どうもアンケートの内容が皆さん、理解できていなかったのかなという部分で、手石の公会堂と湊の公会堂へ昨年度暮れ、説明会に参りました。そんな中、いろいろ意見も出ましたが、一部の方の意見も多かったわけですが、感じといたしまして理解できなかった。例えば都市計画による用途区域によって区画整理とか農振農用地とか、いろいろな部分がわからない部分がございまして、アンケート自体もわからないまま書いたという部分も見えました。

そんな中、この県単事業ですけれども、このために皆さんの声を聞いていますと、青写真を、本当は地権者がこういうことをやりたいよとまとまっていればいいでしょうけれども、逆を返すと手石、皆さん、ご存じのように荒廃地です。それであれが水田に復帰するとは私は個人といたしましてはできないと思いますが、畑、客土してもうちょっと盛り上げてという考え方もあると思います。そんな中、まず農振農用地、農地法による5条申請とか4条申請、なかなか無理な部分があるかもしれませんけれども、いずれにいたしましても、そういう調査をして、地権者の声があるわけです。そういう青写真を何案か出していただいて、それで、それを決めるじゃなくて、それをもとに話し合っていこうじゃないかと、そういう考え方であります。

そういうために県の農林事務所等の相談を受け、こういう事業なんかやってみないかということで、それが例えばずっと、こう言っちゃ変ですけれども、拘束はされません。例えばきのうも私お話ししましたように、この事業は基本的に2カ年です。そのうちの3割ですか、三六 180万だけ前年度にいいよと。それで翌年度で 420万円いいよということなんですが、例えばこれが平成13年度でそういう答え、いろんな側見て、皆さんと地権者の代表、あるいは全員集めるとかやって、その2点によってまたワンステップ進み、さらによければ本当に進むという、初年度の考え方であって、この事業はぜひともそういうことで、ひもつきでないということ、そういうことの昨年やったこと自体が町単でやらせてもらったわけですけれども、そういう意味合いから、さらに一人一人の方々、ご意見はいろいろあると思うんですよ。そして手石と湊以外の方もいます、町内で。そしてさらに相続、皆さん、ご存じだと思いますけれども、地元の方々が東京やなにかへ行って相続している地権者も、手石、湊にかかわっている方ですので、そういう意味で仮登記だとか何だかという部分はほとんどないん

です。ほとんどありません、数字的には。そういった中、アンケートの内容について意見を書いてくださいという中に、この土地を売りたいよというのは数人でした。そういう事情の中から、よく皆さんのが声、思っていること、平均的に言うと5割なんです。1枚しか持っていないません、持っている方は、それが7割から8割です。一番多くて10枚程度、10枚なかったね、3反歩から5反歩ぐらい、そういう人は本当の一部で、7割から8割は1枚510平米の土地であると。だもので一人がやめると、どうでもいいやというあれだけれども、やっぱり田んぼをやるには水は必要ですから最後の方には七、八人残ったんです。平成9年度ぐらいですか。それで、水あげ費用がとてもできないと。やりたいという方もおったようですがれども、塩水という問題もありますし、水あげ費用ということで、ポンプを回すとそれの方が高いということでございます。そこはご理解願いたいと思います。

以上です。

○副議長（簾田国広君） ほかにございませんか。

質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○12番（横嶋隆二君） 補正予算の賛成の意見を述べます。

賛成ということですが、特に14ページの農林水産業費の農業農村整備調査委託料に関しては、私も議会に出てから長いこと手石、和田原の問題については環境の問題、地元の住民の皆さん、地権者だけではなくて声が出ていますが、その問題について、結論を出すということではない、その地区のいろんな意見を持っている皆さん本当に真摯な意見をそれぞれすくい上げて、そして基本は農業ということはもちろん、農業にありながらも地権者の意思を尊重してやっていくということ、そういう点がよく説明されて、それが耕地にかかる問題解決の第一歩だというふうに理解をしたいというふうに思うんですね。これがアンケートを一度とったけれども不十分だったということで、それは改めてもっと突き詰めた形で地権者に結論を押しつけないでやっていくという、そういうことが説明されました。

私は、農業は大事だと言いながらも、地権者の意向は全く踏みにじるという、そういうことは思いませんが、今まで長いこと前町長の時代4期の間もほとんど手をつけられない問題

が、意見を聞いてワンステップ進むということに関しては、やはり評価をしなければならないというふうに思います。

そうした点、そのほか質問した意見では、ふるさと公園の問題等々あります。施設の問題では、災害時のこととも考えながら、ああいう芝生のフィールドは初めてなので有効に利用できるというんですか、民宿なんかも合宿の誘客に供用できるような施策の設備をとられてほしいというふうに思いました。

関連して工事というか、あの場所も付近の危険防止対策に関する意見が出ました。私も5月の連休に、あそこを子供を連れて遊びましたけれども、やはり本当に危ないです。ぜひ対策を講じてほしいと思います。

以上、意見を述べまして賛成の意見とさせていただきます。

○副議長（簗田国広君） ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（簗田国広君） ほかに討論する者はありませんから、討論を終結いたします。

議第37号 平成13年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）に対する採決を行います。

まず、本案に対する梅本和熙君外5名から提出された修正案につき採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副議長（簗田国広君） 賛成少数です。

修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副議長（簗田国広君） 賛成多数です。

議第37号 平成13年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎議第38号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○副議長（簗田国広君） 議第38号 平成13年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局

〔事務局朗読〕

○副議長（簗田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 瀧田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 提案説明を申し上げます。

老人保健特別会計補正予算につきましては、平成12年度の老人保健会計の歳入歳出の確定に伴う精算が主な内容でありまして、歳入歳出の総額にそれぞれ 1,271万円を追加し、歳入歳出をそれぞれ14億 5,893万 1,000円とするものです。

補正予算の概要は、歳出で一般会計繰出金と償還金の増額補正、歳入では国庫支出金と県支出金、審査支払手数料の増額が主な内容あります。

詳細につきましては、健康課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○副議長（簗田国広君） 健康課長。

○健康課長（土屋忠儀君） それでは、平成13年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきまして内容説明を行います。

11ページをお開きください。

今回の補正ですけれども、今の町長の提案理由にございましたように、平成12年度の老人保健事業確定に伴います精算でございます。

まず歳出、2款の諸支出金、1項1目償還金ですが、120万 2,000円の増でございます。内容につきましては、負担金償還金、それにつきましては、基金の方で10割支出でございますが、審査支払手数料超過交付分の償還金でございます。

続きまして、2項1目一般会計繰出金 1,150万 8,000円の増でございます。内容につきましては、一般会計繰出金で、国・県の負担利息分の町の立てかえ分の繰出金でございます。

続きまして、歳入の方を説明いたします。

7ページをお開きください。

歳入、1款1項2目審査支払手数料交付金 3万 9,000円の増でございます。内容につきましては、過年度分審査支払手数料交付金でございます。

次、8ページをお願いします。

2款国庫支出金、1項1目国庫負担金、補正額が 1,099万 3,000円でございます。こちら

も内容は過年度分医療費国庫負担金でございます。

続いて9ページをお願いします。

3款県支出金、1項1目県負担金、補正額は46万9,000円でございます。内容はやはり同じで過年度分の医療費県負担金でございます。

次に、財源内訳の科目でありますけれども、6ページをお開きください。

今回の補正額ですけれども、1,271万円の増額補正でございます。補正額の財源内訳ですけれども、特定財源といたしまして、こちらはないですね。一般財源で1,271万円でございます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○副議長（簗田国広君） 提案説明を終わります

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（簗田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長（簗田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（簗田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第38号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副議長（簗田国広君） 全員賛成です。

よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

◎議第39号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○副議長（簗田国広君） 議第39号 平成13年度南伊豆町水道会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗讀〕

○副議長（簗田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 磐田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第39号の提案理由を申し上げます。

資本的収支予算の支出を2,000万円増額するものであります。詳細は水道課長に説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○副議長（簗田國広君） 水道課長。

○水道課長（鈴木 勇君） 平成13年度水道事業会計補正予算の内容についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

資本的支出予算の1項1目水道施設改良費の材料費を500万円、工事請負費が1,500万円、それぞれ増額するものであります。使途は石綿セメント管の布設がえであります。上水道の石綿セメント管の延長は12年度末で約11キロメートル弱あります。そのうち老朽化が進んで破裂事故が最も多いのは下賀茂のホテル河内屋から南野入口の間約650メートルで、2月末にはアイ・イー・シーハタモ工場の付近で9日間に2回の破裂事故がありました。下賀茂地区については、下水道工事と同時に布設がえをすることを計画をしていたので、施行予定年度も具体化しておりませんでしたが、たびたびの断水で住民生活に支障を来しており、下水道工事を待つおれないと判断し、急遽加畠橋から南野入口の約200メートルを布設がえすることにいたしました。

また、同様に湊地内の中山商店付近でゴールデンウィーク明けの週の4日間に3回の破裂事故があり、こちらについては下水道工事と同時施行をすることで下水道課と協議中であります。万一もう一度破裂事故があれば、応急処置として仮設工事を検討しなければならないものです。この2カ所の本工事費と仮設工事費に要する費用を計上したものです。

財源については全額自己資金を充当します。

なお、下賀茂地区の布設がえ工事につきましては、とりあえずほかの場所で施行を予定していた分の予算を使って工事をしましたので、本工事は既に完了しております。

以上です。

○副議長（簗田国広君） 提案説明を終わります

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（簗田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長（簗田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（簗田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第39号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副議長（簗田国広君） 全員賛成です。

よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会宣言

○副議長（簗田国広君） 本日の議事件目は終了いたしましたので、会議を閉じます。

6月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成13年南伊豆町議会 6月定例会は本日をもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時50分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

副 議 長 篠 田 国 広

署 名 議 員 藤 原 栄

署 名 議 員 横 嶋 隆 二